

平成30年 9 月 3 日

1. 出席議員

1 番	大 坪	久美子	14番	吉 田	達 志
2 番	橋 本	正 敏	15番	寺 尾	高 良
3 番	田 中	栄 一	16番	栗 原	吉 平
4 番	堤	康 幸	17番	樋 口	良 夫
5 番	高 橋	信 広	18番	三 角	真 弓
6 番	小 川	栄 一	19番	井 本	政 弘
7 番	石 橋	義 博	20番	中 島	富 定
8 番	伊 井	渡	21番	森	茂 生
9 番	牛 島	孝 之	22番	栗 山	徹 雄
10番	萩 尾	洋	23番	井 上	賢 治
11番	角 田	恵 一	24番	松 崎	辰 義
12番	服 部	良 一	26番	川 口	誠 二
13番	中 島	信 二			

2. 欠席議員

25番 樋 口 安 癸次

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	古 賀 安 博
事務局参事兼次長	秋 山 勲
主 任	服 部 敬
書 記	中 園 弘 一

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之
副	市	中園	昌秀
副	市	鎌田	久義
教	育	橋本	吉史
総	務	石井	稔郎
企	画	井手	勇一
市	民	松尾	一秋
健	康	坂井	明子
建	設	松延	久良
教	育	永溝	弘幸
総	務	野田	勝広
財	政	田中	和己
防	災	石川	幸一
企	画	馬場	浩義
地	域	平	武文
税	務	丸山	隆
健	康	橋爪	美栄子
都	市	原	寿之
林	業	若杉	信嘉
文	化	持丸	末喜

議事日程第2号

平成30年9月3日（月） 開議 午前10時

日 程

第1 議案上程・説明

第2 一般質問

(質問の順序)

- 1 角 田 恵 一 議員
- 2 高 橋 信 広 議員
- 3 三 角 真 弓 議員
- 4 樋 口 良 夫 議員

本日の会議に付した事件

第1 議案上程・説明

報告第10号 平成29年度八女市簡易水道事業費特別会計予算継続費精算報告書の報告について

第2 一般質問

午前10時 開議

○議長（川口誠二君）

おはようございます。お知らせいたします。お手元に追加議案書、提案理由書及び決算審査特別委員会の差し替え資料を配付いたしておりますので、御了承願います。

25番樋口安癸次議員から欠席届を受理いたしております。

ただいまの出席議員数は25名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議は成り立ちました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条の規定により、お手元に配付をいたしておりますので、御了承願います。

日程に先立ち、中園副市長から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

○副市長（中園昌秀君）

おはようございます。大変貴重な時間を拝借いたしまして議案資料の差し替えをお願いいたします。まことに申しわけございません。

さきに送付いたしました平成29年度決算審査特別委員会資料において、一部に誤りがございました。謹んでおわびを申し上げますとともに、お手元に配付いたしております資料と

差し替えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。まことに申しわけございませんでした。

日程第1 議案上程・説明

○議長（川口誠二君）

日程第1. 議案の上程を行います。

市長より報告1件の送付を受け、これを受理いたしました。

案件は、局長をして朗読させます。

○議会事務局長（古賀安博君）

〔朗読省略〕

○議長（川口誠二君）

局長朗読のとおり、報告1件を議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

○市長（三田村統之君）

改めましておはようございます。

今定例会に、さらに1件を追加提案いたします。ただいまから提案理由を説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

報告第10号 平成29年度八女市簡易水道事業費特別会計予算継続費精算報告書の報告について御説明申し上げます。

本件は、平成26年度から平成29年度までの簡易水道統合事業の継続費について、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものでございます。

簡易水道統合事業につきましては、経営の効率化及び健全化を図るため、黒木町の9地区を黒木地区簡易水道事業として、また、星野村の5地区を星野地区簡易水道事業としてそれぞれ統合を行い、国の補助事業を活用し、老朽化施設の改良などを行ったものでございます。

事業内容につきましては、実施設計委託業務、施設の新設更新、管路の更新工事及び中央監視システム構築にかかわる経費でございます。当該継続費の総支出額は、1,267,097,091円となっております。

以上で説明を終わります。議会におかれましては、十分御審議をいただきまして、原案どおりに御承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（川口誠二君）

市長の説明は終わりました。

以上で議案の上程を終わります。

日程第2 一般質問

○議長（川口誠二君）

日程第2．一般質問を行います。

順次質問を許します。11番角田恵一議員の質問を許します。

○11番（角田恵一君）

皆様おはようございます。11番角田恵一でございます。9月議会一般質問、最初に行わせていただきます。

今回、2件の質問を通告しております。1件目は空き家対策についてであります。

空き家対策につきましては、過去にも同僚議員より、それぞれの視点から質問がっております。八女市においては、空き家の現状及び将来の課題等を見据え、現在、幾つかの施策を打ち出し事業を展開しております。この施策を打ち出した中で、どのように今回はその活用、利用状況についてあっておるのか、その内容について質問いたしたいと思っております。

また、国が平成26年に制定いたしました空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づく適用事例が八女市においてあるのかどうか、お尋ねしたいと思っております。

それから、このことを踏まえて、現在までの取り組みによつての事業効果及び今後の課題等についてお伺いしたいと思っております。

2件目は古民家の活用についてであります。

これについては、さきの6月議会において、同僚議員からの質問もあっております。また、1件目にお伺いしております空き家対策等にも関連があるかと思っておりますけれども、今回は八女市として、将来もふえるであろう空き家、その中でも古民家と言われる空き家に対する捉え方をどう八女市として考えておられるのか。また、国の動き、そういった全国的な動きもございますので、こういった問題等について、古民家の対策について提言等をいたしながらお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお伺いしたいと思っております。

あとは1回目の答弁を受けまして、質問席より行います。

○市長（三田村統之君）

11番角田恵一議員の一般質問にお答えをいたします。

空き家対策についてでございます。

既存の各種制度に対する活用状況はというお尋ねでございます。空き家再生活用モデル事業、空き家改修費等補助金、空き家バンク制度など、3点についての御質問でございます。

まず、空き家再生活用モデル事業ですが、平成27年度の事業開始以降、移住体験、交流施設への改修など、3件のモデル事業を採択しております。

次に、空き家改修費等補助金ですが、空き家バンクに登録された物件の改修などを対象とした事業であり、これまでに20件の交付実績がございます。

そして、空き家バンク制度ですが、平成23年度の事業開始以降、登録の件数は通算で、利

用者登録が224件、物件の登録が81件となっております。そのうち売買や賃貸契約の成立件数は35件でございます。

次に、空き家に関する固定資産税についてでございます。

空家等対策の推進に関する特別措置法の適用事例はというお尋ねでございます。

住宅用地に関して特定空家として所有者などに対し、勧告されたときには固定資産税の課税標準の特例の対象から除外されることになっております。本市ではこれまで勧告したことがなく、住宅用地の特例対象から除外した事例はありません。

次に、空き家対策の効果及び今後の課題はというお尋ねでございます。

今後の増加が予想される空き家への対策は、防災や防犯、住宅施策などの分野において大変重要な課題であると考えております。ただし、ほぼ全ての空き家には、それぞれ所有権があり、活用するにも処分するにも、施策を進めるに当たっては所有者や地域、民間事業者などとの協力が不可欠になりますので、空き家問題の啓発と情報共有を図りながら、住みよい地域、活力のある地域づくりを進めてまいります。

次に、古民家の活用についてでございます。

まず、行政として古民家の文化的価値をどう捉えているのかという御質問でございます。古来の建築技法で建築された日本家屋は、日本の気候風土、暮らしに合った建物であり、その伝統的工法などは一定の価値を有するものであると捉えております。

次に、八女市においての古民家の実態把握はできるのかというお尋ねでございます。

一般的に古民家の定義は、築50年以上とされており、また、一般社団法人古民家再生協会が定義している古民家は、昭和25年の建築基準法制定時に既に建てられていた伝統的建造物の住宅とされています。

古民家の実態を把握するには、本市の基準を別途定めるとともに、空き古民家を含め、建物調査が必要となってくるため、実態把握には多くの時間を要するものであると考えております。

次に、古民家の活用を推進するための考えはどうかという御質問でございます。

県、国の制度活用についてでございます。

古民家を対象とした補助制度について、国において、ソフト面、ハード面それぞれの角度から支援メニューが創設されておりますので、今後、古民家の活用の推進に当たっては、その制度の活用を検討してまいります。

次に、民間団体との連携についてでございます。

古民家の活用などの取り組みを既に行っている民間団体とも情報交換をしながら、官民連携での古民家の活用について調査研究を進めてまいります。

以上、御答弁を申し上げます。よろしくお願いたします。

○11番（角田恵一君）

では、1回目の市長答弁を受けまして幾つか掘り下げていきたいと思いますが、今回から1回目の答弁内容をタブレットのほうに掲載させていただいておりますけれども、いろいろ利用できると思いますが、ちょっと枝葉をつけて聞いていきたいところがございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、既存の今の空き家対策についてでございますけれども、先ほどの答弁では、まず再生モデル事業、3件のモデル事業を採択しておるということになっておりますが、1件は後ろにもございますが、当初の目的でございますこのモデル事業に対する部分の利用、活用の状況、3件についてももう少しできるだけ簡潔にお願ひしたいと思ひます。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

3件の利用実績でございますが、1件が星野地区の民家の改修、そして2件目が福島地区、旧郡役所の改修事業、それと3件目、黒木地区でございますが、こちらも空き家の改修事業ということで活用していただいておりますが、それぞれやはり事業の目的としては都市部との交流、そしてその交流が生み出す移住でありましたり、地域の魅力のPRといったところで活用の目的がございますので、それぞれの地域の魅力、その背景とともに特徴的な御活用をいただいていると考えております。

以上でございます。

○11番（角田恵一君）

今回の通告の中での空き家の3番目の部分に効果及び課題というのも出しておりますので、ちょっと前後いたしますけれども、モデル事業に対しまして、今、目的である部分の交流とか、そういった分については活用されているということでございますけれども、執行部として把握されている分の中でその効果、結局モデル事業をやったことによつての、こういう効果が今生まれているんだというのが把握されてあればお願ひしたいと思ひます。

なおかつ、一緒になりますけど、今後、こういうモデル事業でやられた箇所について、当然利用される、管理される方というのは、また民間の方がおられると思ひますけれども、そういう分についての今後の課題等も含めてあるならば、それをお願ひしたいと思ひます。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

成果につきまして、それでは1つ、星野地区のていちゃんげを例にとりまして、定量的な成果を御報告させていただきたいと思ひますが、手元には平成28年度から平成29、平成30年度まで利用件数のデータを打ち出しておりますけれども、平成28年度が利用日数ベースで39日、平成29年度が61日、そして、平成30年度が既に65日ということでございますので、やは

り年々活用件数、活用日はふえているということでございます。

内容を見ましても、ボランティアの交流でございますとか、市外団体の御活用も積極的にいただいているようでございますので、当初の目的でございました交流の面の効果については一定程度評価させていただいているところでございます。

あと、このモデルを利用した事業主体というか、運営主体の課題というところでございますけれども、やはり事業を継続していただくということが一つでございますので、やはりその団体等にも人手不足でありますとか、そういった課題をお持ちであるようでございますので、その辺我々も細かく目を配って対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○11番（角田恵一君）

この事業につきましては、やっぱり継続性が必要だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ただ、私、この事業の目的の一つに交流以外に定住という観点から、その改修された家屋を使って、その地域に定住したいという方が、例えば、3カ月とか半年とか、そこに1回住んで、そういった部分を体験しながら、その地域のところである程度空き家を探すとか、そういった家を探すという部分の一つの拠点施設でもあるのかなという理解をしておりまして、その辺の部分というのは、今回のこのモデル事業にはないわけですかね、目的としては。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

空き家の活用ということで、まずはやはり外の方に、市外の方にこの地域に来ていただく、いわゆるこれが交流ということでございますけれども、交流していただいて、地域の魅力であるとか、そういうものをよく知っていただいて、それがやっぱり大きくは移住、定住につながっていくという考え方でございますけれども、例えば、星野地区のていちゃんげでございますが、私も今、事業で就業型のお試し体験事業ということで、移住を希望される方に八女市で一定期間、お仕事に実際ついていただきながら過ごしていただくという事業を展開しておりますけれども、この事業の星野地区は希望される方には、ていちゃんげを御利用いただいた実績もございます。

以上でございます。

○11番（角田恵一君）

このモデル事業につきましては、ぜひやっぱり先ほど言いましたように継続性を持っていただきながら、ほかの地域にも広げていっていただきたいというふうに思っております。

次に、改修等の補助金の関係でございますけれども、答弁では20件の交付実績があったということでございますけれども、対象としては制約というのものもあるかと思ひますけれども、

その工事の内容等にもいろいろあるかと思いますが、大体定められている補助金額に対応して、大体どのくらいの実績といたしますか、20件というのはわかりましたけれども、どういう内容の部分で補助金を交付されておるのか、ちょっとわかったら簡潔にお願いしたいと思います。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

この空き家改修事業につきましては、空き家バンクのオーナー様、もしくは利用者、賃貸で入られる方、購入される方に御利用いただいておりますけれども、やはり補助金の充当としては、補修箇所としてやっぱり水回りですね。台所でございますとか、トイレ、そして浴室といったところの工事を優先的に実施されているということでございます。

以上でございます。

○11番（角田恵一君）

この改修補助金等については、前提として空き家バンクに登録をしておかなければならないという部分があるかと思いますが、当然あとの空き家バンクの契約状況も含めて考えますと、数字的に成立物件が今まで35件あったんですけれども、登録されて民間の不動産会社とのいろいろな話の中で成立した場合、そういった間の中でそういう申請であるとか、そういった部分、指導的な部分も含めてでしょうけれども、そういった分については、もう民間の不動産会社が徹底してそういう利用者に対する部分というのは行われているということで理解しておってよろしいでしょうか。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

この事業につきましては、事業費の上限がございますので、当然それぞれの個人負担というところが発生してまいりますので、不動産業者さんというよりも、実際に物件を見られた方で、その方の一つの判断というか、オーナーさんであり、入居者であり、その方々の判断のほうが事業実施の決断には大きいのかと思います。

以上でございます。

○11番（角田恵一君）

次の空き家バンク等の兼ね合いもございますので、ちょっと一緒になるかと思いますが、現在空き家バンク制度の中で利用者登録されてある方がここで先ほど答弁があったように224件と、物件の登録が81件ということで成立が35件ということでございましたけれども、この数字が、この空き家バンク制度が始まって以来、何年かたちますけれども、どうなるかというのは、ちょっとそれぞれの評価するところではあるかと思いますが、やはりこの制度そのものは私はやっぱり評価していいんじゃないかと思っております。

ただ、現在、ここに空き家バンク等の取り扱いをする、八女市における民間不動産会社が20業者ぐらい登録といたしますか、協議、協定を結ばれていると思っておりますけれども、先ほどの補助制度のあり方であるとか、それぞれの部分について、確かにそこを探してある方、そういった方たちに対する周知というのは、もう行政側の部分であるかと思うんですけれども、あと、今度は民間不動産会社のほうに渡したときの部分のそういったいろいろな既存制度の活用を周知するとか、そういった分については、やはり当然動いていただく民間業者のほうにも周知徹底をしながら利用者とのつながりを持っていく必要があるのかなと思いますけれども、その辺については十分であると思っておりますか。できればもう少し民間事業者をそういう形の中で空き家バンクに対する動きを活発に加速させていただきたいなと思っておりますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

空き家バンクにつきましては、御質問の中でも触れていただきましたが、全国でもやはりこれを実施する自治体もふえてきているということと、やはり世間に、世の中に一定のこういう存在と、そして、この有効性というか、おもしろみといったものが広まってきたりすると思いますので、一つビジネスとして大きくなっているのは感じますが、それでも不動産業者さんが経営の視点、事業の視点から考えられますと、やはり中山間地域で一定程度古くなった物件、それは補修の必要もございますし、そういった物件については事業上の課題というか、今、全て民間でこの空き家バンク事業を実施していただくというところまではないと考えております。

以上でございます。

○11番（角田恵一君）

いずれにしても、このバンク制度というのは、やっぱり空き家対策の一つの有効手段ではあるかと思っておりますので、力を入れて今後ともやっていただきたいと思っております。

既存の制度等についての施策の動きというのはやってもらっておるとは思いますけれども、いろいろ後でもちょっと古民家の問題も触れさせていただきますけど、空き家対策に対する部分というのも条例等も制定してもらっておりますし、そういった部分も含めてまだほかにもあるかと思えます。そういったことで、今後、空き家を取り巻く情勢というのは、ただ単に家屋だけの問題じゃなくて、周辺のそういう雑草であるとか、いろいろな問題が出てくる可能性もございますので、そういった問題をいかにじゃ地域の活性化までには結びつけは厳しい部分もあるかと思えますけれども、地道ではありますけれども、そういう一つ一つの対応策をやっていただきたいと思っております。

この件については終わって、次に進ませていただきます。

次に、空き家に関しての固定資産の関係でございますけれども、先ほど登壇して申しましたように、国が平成26年に制定しておりますこの特別措置法、これは端的に言うと、先ほど答弁でもございましたように、適正な空き家管理をされていない部分については勧告をしながら、特例を外すと。極端なことを言えば、固定資産が上がるかと思えます。

要は、この空き家を健全な形の中で管理していくための一つの法律であると思いますが、これを仮に八女市で実施するということになれば、その基準というのがあるというか、つくらなければならないかと思うんですけれども、例えば、そういう勧告をするための基準というのは、今、八女市のほうに防災、防犯の観点からあるわけでしょうか。その辺があるなら、内容をお願いしたいと思えます。

○防災安全課長（石川幸一君）

御説明申し上げます。

空家等対策特別措置法におきます、今、角田議員のほうから申されました固定資産税等の特例の除外と申しますか、そうした条件に至りますものに関しましては、まず空き家に対して、特定空き家という、簡単に言いますと危険な空き家でございますけれども、そのまま放置すれば、著しく衛生上よくないとか有害であるとか、また、そのまま放置すれば、倒壊とか、保安上危険という家屋について、国の定めます基準によって調査をしまして、そうした家屋につきましては、特定空き家という指定をしまして、その特定空き家の指定に伴いまして、市のほうは、まず、助言、指導をしましてまいります。助言、指導をしまして、改善が見られなくなると、先ほどお話がございました勧告というお話になります。ですので、まずはその家屋が特定空き家に該当するかという調査をまずやります。そうしたことで次の段階に進んでいくということでございます。

以上です。

○11番（角田恵一君）

特定空き家になるか、ならないかという判断をするための基準が必要かと思うんですよね。その特定空き家にする前の段階で指導、助言というのも今言われたようにやるということでございますので、例えば、その対象空き家が先ほど述べましたように周りがもう雑草が伸び放題で、極端に言えば、防犯上もちよっと好ましくない空き家があったと。その場合、所有者に対しての指導、助言をします。なおかつ、それが改善されないということになれば、特定空き家として指定をして勧告をしますと、流れですよ。その中で、改善が見込まれない場合については、次の固定資産の基準月日の部分において、特例を除外するという流れにはなるかと思うんですけれど、先ほど答弁では八女市がその適用事例はないということでもございましたけれども、今後、そういった事例も含めて、指導、助言、特定空き家までいかなくても、

指導、助言をしなければならぬような物件というのは出てくる可能性はあるかと思うんですけれども、その辺についての認識というか、考え方についてお伺いしたいと思います。

○防災安全課長（石川幸一君）

御説明させていただきます。

実際、この特別措置法が施行されまして、市のほうにはこういうふうな危険な家屋の通報が地元から行政区長さんとか、地元の住民の方から寄せられております。

現在まで、65件の空き家に対しまして、そうした通報がございました。そのうち、緊急性がないという判断をしたものが、うち5件でございます。そして、まず、いろいろ調査といえますか、現地調査をしまして、当然所有者に対して、先ほど申しましたような指導とか助言等をしていくに当たりまして、所有者を確定しなくてはいけないというか、所有者を把握する必要があります。確認する必要があります。スムーズにこの所有者を確認できる場合と、なかなか、特にこういう物件は空き家ですので、やはり長い間放置されている可能性がある空き家ですので、なかなか相続とか、そういうのがうまくいっていない物件が大変多うございます。こうしたものを調査をするには、やはり戸籍とか、あと当然固定資産税の台帳とか、こうしたもので確認をしてみますが、やはり何代も前の世代の方の所有物になっている物件については大変調査が難航しまして、現在も7件の物件について、まだ所有者が確定しないものがございます。

残り53件のうち、実際指導、助言をしまして解決したものが26件ございまして、応急措置をしてもらったのが別に6件、現在の交渉を、いわゆる所有者の方にお手紙や実際お会いしたりしてお話をしたりして解決に向けてお話ししているのが21件ございます。

やはり、こうした中で一番難しいのが、今言いましたように相続手続がうまくいっていない、いわゆる現在生きてある方に登記されていない。亡くなられた方の登記のままという物件が多いのが大変困った事案でございます。そうした面も含めまして、この法律によりまして、適正に事務を進めてまいりたいと思っております。

○11番（角田恵一君）

空き家のそういった家屋の問題については、やっぱり地域の方からのそういういろいろな不安という部分の中で、今後もふえてくるのではないかと考えております。

ただ、今言われているような、作業されておるとも思いますが、当然固定資産税の関係については、仮に所有権移転が行われなくても、相続ができなくても、納税管理人という一つの制度の中で固定資産税を納めてもらっていると思っておりますが、そういった部分についても一歩踏み込んだ部分で、空き家でどうしても人が住めないという部分があるならば、やっぱり適正に周囲に迷惑といえますか、そういったものを及ぼすようなことではなくて、適正管理をしていただくような指導は、納税管理人でもできるかと私はちょっと思っております。

ですから、裏を返せば、特定空き家として勧告した場合は固定資産が上がると、端的に言えばこの措置法を使えばですね。ところが、やはり納税者からすればという思いもあるかと思いますが、ただ、やっぱりそういう適正管理を指導、助言するための部分というのは、今までもやってもらっていると思いますし、これからも続けていかなければ。ただ、それを法律的に見た場合どうなのかと。極端なことを言えば、何回も言いますが、基準で何回も指導、助言しても直らないといいますか、適正管理がされない。そうした場合には、やっぱりこういう措置法がありますので、その部分は運用といいますか、されるんじゃないかと思うんですけど、その辺については将来も含めてどういう考え方を持っておられるのか、お願いします。

○防災安全課長（石川幸一君）

お答えいたします。

確かに議員がおっしゃる趣旨はよく理解できておりますし、我々もそういう気持ちで一つ一つの物件に対して、この物件に対してどうすべきか、まず現状、このまま当面放置といいますか、このままでも大丈夫な物件なのか、もう早急に何らかの対応をしないと、やはり保安上、大変危険だということとか、まずその見きわめをした中で、当然必要であれば勧告、そして先ほどからお話しになっていますような固定資産の特例の除外なども押し進めていきたいと思っております。

ただ、本当に一番難しいのは、そういう危険な家屋ほど、所有者が複数おられたり、まだ所有者も確定できていない物件とか、そういうのがあって、結局、責任がやはりその所有者の中でも16分の1とか、いわばもう四十何分の1とか、そういう人たちにも所有権はあるわけですから、そういう人たちに何かをしてくださいと言ってもなかなか難しく、所有者の中で、ちょっと確たるリーダーといいますか、中心になって動いてくれる人があるような物件については、先ほど言いましたようにスムーズに処理ができているということで、今残っているのは、本当にそういうふうに所有者間で話し合いがいかない。今回通知を上げて初めて自分がその物件の所有者であるということを知ったという方も大変多うございます。そうしたことで、本当にもうこれからはそうした物件も多い。

ですので、積極的にしてまいりますけれども、まずは緊急度を見きわめて、集中して指導する物件は幾つか絞っておりますので、その絞った物件については、今お話しされていますような勧告及び固定資産税の適用の除外ということも視野に入れて、積極的にやっていきたいという気持ちは持っております。ただ、なかなかその順序といいますか、いきなりぼんとはできませんので、やはりこの勧告をするにも指導、助言をした上で、相手に一定の猶予期間を持たせる。

そして、勧告の上に命令というのもございますけれども、それもある程度の所有者に猶予

期間を持たせると法律の中でも定めてあります。そういうものもありますので、法律を遵守しながら適正に対応していきたいと思っております。今後ともそういうつもりで努力してまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○11番（角田恵一君）

個別の事例というのはなかなか課題等があるかと理解します。ただ、今言いましたように地域からのいろいろなそういう要望なり、空き家に対する課題というのが結構ふえてくると思いますので、その辺については、また地域に丁寧に戻していただきながら、やっぱり地域の中で空き家だらけにならんようなところも、そういうことにはならないとは思いますが、現実的にはそういう地域も出てくる可能性もございますので、それについては、今、担当課長が言われるような部分も含めて、いろいろな法律等も使いながらやっていただきたいと思えます。

冒頭申し上げましたように対策の効果なり、今後の課題というのも一緒に入れておりますけれども、答弁としましては、やはり今後の空き家の問題については、そういう認識としては大変重要な課題であるという部分と、あわせて地域のそういう利用をしながら、活力のある地域として進めていくという答弁でございましたけれども、これをちょっとトータル的に見て、関連性もございますので、次に今度は古民家の問題に移らせていただきたいと思えます。

これも登壇で申しましたように6月議会において同僚議員のほうから古民家の問題について質問がございましたけれども、きょうの答弁の中では、古民家としての文化的価値をどう捉えるかという中で、やっぱり八女市としては、ここに答弁してもらったように、伝統的工法という部分も含めて一定の価値を有するものであると捉えておるということでございますので、これを前提に質問させていただきますけれども、要は先ほど出ております空き家の対策問題も含めてですけれども、当然もう古民家という部分が八女市の中では相当あるわけですね。

今現在、伝統的建造物部分の関係で旧福島地区なり黒木のほうにも指定をしながらいろいろな施策を打ち出して展開をしてある部分もございますけれども、その点は別に、もう古民家という定義の部分でいう50年以上の部分、また、建築基準法以前の建物、そういった部分を考えてときに、やはり将来において、この八女市においても古民家というのは相当な部分の中で出てくると。

なおかつ、そこは空き家だけに限らず、今、住んである方の家もそういう状況にもなるかと思えますけれども、では、これを一定そういう文化的という部分に縛るじゃなくて、古民家という一つの、これをいかにこれから先に利用していくというか、行政が施策としての利用というよりか、どちらかという意識の問題だと私自身は思っております。古民家をどう

残していくのかという部分、これを今、全国的に国も含めて事業展開がなされようとしております。

これを八女市としてもいかに、結果的に地域の活性化に結びついたというやり方になれば一番いいですけれども、まず、この古民家という部分の中に入り口に入り込んでいただきたい——が、今回の質問の趣旨ではございますけれども、近年、先ほど言いましたように国の動きとして、この古民家というのも6月の議会でも同僚議員が言うておりましたけれども、そういった部分がクローズアップされております。制度としても、答弁にもありましたように国の制度もいろいろ古民家を活性化するための法律も含めて、交付金も含めて制度があります。

ですが、八女市においては、先ほど空き家対策でも申しましたが、不動産会社との連携も含めて、空き家バンクという部分の中で、その一環ですけれども、その中にも当然古民家もあるかと思えます。ただ、これから先、古民家を、八女市としてはこういう部分があるんだという実態をまず把握をしていただきたいという思いがあるんですけど、答弁では実態把握には多くの時間を要すると。ただ、やり方としては、当然空き家を調査したときのやり方というのもございます。

ただ、所有者もある中で難しい問題もありますけれども、今回私がちょっとここを出しているのは、実態把握ができるのかという部分の中に、地域地域に思いを持ってある方もおられるわけですね。自分もこの家にまだ住み続けておりたいとか、売りたいけれども、じゃ、この家が本当の意味でどのくらいの価値があるのかとか、そういった問題も持ってある方もおられます。そういった実態調査を何らかの形でできないものかと。時間がかかると言われますけれども、時間をかけずにできる方法、かけてもやる方法、そういう部分が考え方としてできないものかというのを再度ちょっとお尋ねしたいと思えます。これは担当課長でお願いします。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えさせていただきます。

まず、先ほど市長の答弁でもございましたけれども、この古民家につきましては日本の気候風土、歴史文化を反映した建物でございまして、人々の暮らしを支えてきたと認識しておりますのでございます。

この古民家への、先ほど議員からもございましたけれども、愛着、そして、その愛着を感じて現在も住まわれている方、そして、都市圏を中心に古民家でのスローライフ、そういった暮らしを望まれる方も大変多くおられるということで感じておるところでございます。そういった意味においても、この価値は少なくともある、少なからずあると認識をしているところでございます。

それで、先ほど実態把握についてのお話がありました。こちらにつきまして、現在、八女市にどれだけの古民家と定義されるものがあるのかということ調査をさせていただいたところでございます。

この分につきましては、現在の居住家屋が八女市では今、古民家というくくりではなく、全体で2万1,300件ございます。このうち昭和25年以前の、建築基準法以前の建てられた居住家屋が約5,600件、これがその割合は約26%ほどになってございます。この古民家を一つ一つ調査していく、これにつきまして先ほど空き家に関しての質問のやり取りでもありましたように、所有者や、その居住の状況、それと建物の状況ですね、そういったものを一件一件を確認していく作業が、ちょっと時間がかかりまして、市で今取りかかるということはちょっと難しいのかなと捉えているところでございます。

〇11番（角田恵一君）

固定資産の関係とか家屋の調査の関係からで、昭和25年以前の問題というのは数字的に出てくると理解します。ただ、今、担当課長が言われる一件一件のどうのこうのというのは、今回私はちょっと望んでおりませんというか、そこまで深くされる、事務的にも含めてでしようけれども、大変だと思います。

ただ、アバウト的に指定を受けている古民家とはまた別に大内邸とかいろいろございますよね。それとは別に、八女市全体の中で、例えば、築50年以上、昭和25年以前、そういった中で、ここは極端なことを言えば、国が今言っている部分については、その古民家を司るといいますか、軸組みである部分の材料とか、そういったものが本当に昔、歴史的な価値といえますか、例えば、松のはりであるとか、そういったものを使って建っておる家という部分に対してのいろんな活用方法を含めて、国が示している制度というのはございますので、そういったものもやっぱり八女市にはあると思うんですよね。昔の昭和初期のいろいろな形の中で、いい材料を使った家、それがまた、もしかしたら空き家になる可能性もある。なおかつ、今住んである方もおられて、将来的にどうだろうかという不安を持ってある方もおられる、そういった部分も一本釣りとは言いませんけれども、ローラー的な部分も必要かと思えますけれども、そういった部分も確かにありますので、これを何らかの形の中で調査する方法はあるのではないかと思います。これをしてくださいという話はきょうはしませんけれども、やっぱり本気でそういった古民家を残していくという部分の中で考えていくなれば、何らかの形で調査も含めてやれるのじゃないかと思います。

その一つの中で、もう次に3番目の推進のための考えになります。国、県の制度活用という部分の中で、先進的な県は、その古民家に対するいろいろな認識を持ちながら、例えば、その古民家に対する、活用するために耐震調査の県単での補助とか、いろいろな部分も取り組んでおる県もございます。これは執行部のほうも資料として持っておられると思えますけ

れども、残念ながら福岡県の場合はそういったのがまだありません。

自治体によっては、そういった古民家に対する認識というのを一歩踏み込んだ上においての取り組みというのがなされておるところでございますので、これについての前提である基礎と申しますか、八女市におけるそういう古民家の状況、何らかの形で、これは100%それを調査できなくても、認識を持ちながらやれば前に進めるんじゃないかと思っておりますので、これはぜひ実態調査を含めて、私は制度的に高い部分は求めませんが、必要性の中で今後の古民家に対する取り組み、これを行政が100%やれという部分も私は言っているつもりはございません。後でも出てきます民間団体との連携、当然、もう財政上とか、マンパワー的な問題の中で直接新たにこういう古民家の問題だけで対応するならば、相当な時間と労力がありますので、これについては今の状況の中では厳しいと思っております。だからこそ、そういう認識を持ってもらう中で古民家を継続していくために既存の民間団体も頑張っておられるところもございまして、そういったところの連携も当然出てくるのではないかという思いをしております。

答弁にも出ておりましたので、そういう気持ちなのかなと思っておりますが、一つ連携の中で先ほどの実態調査も関連ですけれども、ことしの2月に古材鑑定シルバー人材活用という西日本新聞に出ておりましたけれども、シルバー人材センター、シルバーを活用しながら、これは鑑定じゃなくて、例えば、先ほど出ていました実態部分を含めて調査できないのかなという思いもしております。ある程度シルバーの仕事——仕事という言い方はおかしいですけど、そういったものを含めて基礎数値を拾い上げると。

これはシルバーを使って古材の鑑定、先ほど言いました古民家における、やはり何を使っておるとかといったものを調査しながら、その家の価値を鑑定して、正式な鑑定書をつくるという作業をされておるようですけれども、これがここの答弁書の古民家の定義の中で出ておりました一般財団法人住まい教育推進協会というのが、資格を認定して、その資格を古民家、何と申しますか、認定する人の資格を上げるそうですけれども、そういった中で、今既存の八女市のシルバー人材センターがございまして、そういったところを利用してできるんじゃないかという思いもしております。これについても、ひとつ執行部として知恵を出していただきたいと思うんですよね。そこをお願いしておきたいと思っております。

それと、先ほど言いましたように県の段階では、残念ながら、福岡県はまだまだ古民家に対する部分というのは対策としては出ておりませんが、先ほどありましたように耐震の負担金補助であるとか、そういった問題は長野県とか福井県とかでやっておりますので、できれば調査して県のほうにも提言なりをしていただきたいなと思っております。

先ほどのシルバーの問題については、その連携という考え方の中ではどういう——できますか、できないでしょうか、これは。その辺についてはいかがでしょうか。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えさせていただきます。

先ほどシルバー人材センターの関係でのお話でございますけれども、私のほうでも新聞の記事のほうを確認させていただいたところです。古材の価値であるとか、その古民家そのものの価値とか、そういったものをまず一番最初に見られて、この古民家に、その古材にどのような価値があるのか、そういった見方を勉強させていって、一定の資格を取られるものと理解しておるところでございます。

議員おっしゃられましたように、地域の中で昔から愛されている象徴的な家屋とか、そういったものも確かにあると思います。そういったところを一番最初にこのシルバー人材センターの資格を取られた方がまず見に行かれて、そして、この価値は、この建物は改修に値するのか、いや、これはもう危険だから解体していくのか、そういったところをまず一番最初に見られる形になるのかなど、このシルバー人材センターでの活用については理解しているところでございます。

今現在、私たちは、この資格の関係で携わられておられるのが古民家再生協会だということで認識をしております。今、私たちは7月ですね、こちら関係の方とお話をさせていただいております。今後も必要に応じて協議をさせていただきたいと考えております。

1つ市のほうで取り組みましたことで、この協会の関連の関係で、住まいのセミナーを開催されます。こちらにつきまして、今回八女市で初めて講演依頼が出されましたので、お話の内容を聞きながら講演をさせていただいたという経過がございますので、今後とも引き続き関係の方とお話を続けていきながら、よりよい方策がどういったものがあるのかということの研究してまいりたいと考えているところでございます。

○11番（角田恵一君）

民間団体との連携ということで、答弁の中でそういう取り組みを既に行っている民間団体とも情報交換をしながら、官民連携での古民家の活用について調査研究を進めてまいりますということでしたが、今、担当課長のおっしゃられた部分についてやっていただくと思っております。

ただ、具体的に動くときに、これは一例ですが、持ってあるかと思うんですけれども、ここに協定書というのがございます。（資料を示す）これは宮崎県の日向市と一般財団法人古民家再生協会宮崎というのが取り交わされている協定書です。この内容は、要は日向市内の古民家活用に関する連携協力協定書という内容でございますけれども、内容を見るとそう難しい問題じゃなくて、先ほど空き家の中でバンクの問題もありましたけれども、民間不動産業者ばかりではなて、極端なことを言えば、その中で古民家に限って言うならば、市とこの再生協議会との間に協定書を結びながら、古民家情報をお互い共有しながら、なおかつそう

いった今後のいろいろな古民家を活用するための部分としての動きというのも一緒にお互いやりましょうやと。ただ、行政からはそういうお金の問題とか全然入っておりません。あくまでも情報提供の部分における双方の動きと理解をしておりますので、今回の古民家に対する市の行政としての取り組みの状況部分というのを、もう少し一歩踏み込んだ部分の中でやっていただくという動きの中で、この協定書というのも一つあるんじゃないかという思いもしております。

それとあわせて、去年ですか、古民家の宿泊施設活用というのが国のほうで出されて、隣のうきは市で、これは行政はノータッチなんですけれども、そういった協会とあわせて動いた結果、楽天ですか、民間の方が入られたところでの古民家を利用した宿泊施設というのをつくられております。そういった次に結びつけるための動きを他団体との連携を密にしているなかで、古民家に対する結果的に地域の活性化につながれば一番いいことなんでしょうけれども、あわせてふえるであろう、そういう空き家も含めて古民家の対応について、行政として知恵を出していただきたいという思いもございますので、最後に担当副市長の考え方をお聞きして終わりたいと思いますので、お願いします。

○副市長（中園昌秀君）

今、議員のほうから、この古民家の活用方法等については、るる提案をいただいているところでございます。話をお伺いすればお伺いするほど、古民家の活用というのは、裾野が非常に広くて、奥が深いなということを改めて痛感をいたしておるところでございます。

いずれにしましても、この古民家の活用というのは、空き家バンクとかばかりではなくて、今国も進めておりますように観光施設として使ったり、または民泊として使ったり、そういったいろいろ幅広い裾野がございます。したがって、市としましては、まずこの古民家というのに取り組むに当たっては、市がどのような方針で、どのような施策の中でこの古民家というのを活用させていくのかという方針をまずは定めないと、この中身の実態把握ということについてはなかなか結びついていけないのではないだろうかと思っております。

したがって、少し時間はかかるかもしれませんが、この古民家について、市はどのような捉え方をして対応していくのか、取り組んでいくのかということ、まずは市全体として、市の中でも非常に各分野、各課のほうに広がる施策になると思いますので、全体で議論をしながら何ができるのかというところを見きわめながら、今いただいております一般社団法人の古民家再生協会、こういったところの活用団体もあるみたいでございますので、そういったところとも協議をしながら進めていかなければならないだろうと思っております。

一方では、先ほど担当課長が話をしましたように、もう既にこの協会とは話をしている部分もありますので、こういったところにつきましても情報交換をしながら、できるところか

ら進めていきながら、市としても何ができるのかというところをまず決めて、全体的には取り組んでいく必要があるのではないだろうかと思っておるところでございます。

今、議員のほうからいろんな角度で提案をいただいたことを中心にしながら、市の施策として何ができるかということをも十分研究しながら、どの時点になるかわかりませんが、具体的なことを決めていく必要があるのではないだろうか。できること、できないことがあると思いますので、そういったところを含めて決めていく必要があるのではないだろうかと思っておるところでございます。

今後とも、研究していく必要があると認識しておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○11番（角田恵一君）

以上で終わりますけど、ぜひ知恵と汗を出していただきながらやっていただきたいと期待をして終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川口誠二君）

11番角田恵一議員の質問を終わります。

午前11時15分まで休憩します。

午前11時3分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

5番高橋信広議員の質問を許します。

○5番（高橋信広君）

皆様こんにちは。5番高橋信広でございます。傍聴席の皆様、きょうは大変お忙しい中にたくさんの方、傍聴いただきましてありがとうございます。

最初に、大阪府北部地震並びに平成30年7月豪雨、通称西日本豪雨におきまして亡くなられました方々、並びに被災されました皆様に心よりお悔やみを申し上げます。

それでは、通告に従いまして、一般質問をいたします。

本日は、1つ、防災・減災対策について、1つ、都市計画マスタープランと立地適正化計画及び公共施設等総合管理計画についての2点でございます。

まず、防災・減災対策について伺いますが、平成30年7月豪雨の呼称につきましては、通称の西日本豪雨で発言いたしますので、御了承いただきたいと思います。

6月18日の大阪府北部地震に続き、西日本豪雨によって、たくさんの方々が犠牲になられる甚大な災害が発生いたしました。特に西日本豪雨におきましては、範囲が過去にない超広域で、膨大な雨が長期間かつ長時間続き、河川の氾濫と土砂崩れが同時多発的に発生したこ

とで過去に例を見ない水害となり、広範囲にわたって大きな被害をもたらしたことは、改めて自然災害の脅威を感じるとともに、防災力の向上がいかに重要かを思い知らされたところ
です。

そこで、防災・減災対策について、当市のさらなる防災力向上という観点で、ハザード
マップ、自主防災組織、防災士養成、育成という3点の事項についてお聞きいたします。

次に、都市計画マスタープランと立地適正化計画及び公共施設等総合管理計画について伺
います。

都市計画マスタープランと立地適正化計画は今年度から3年間かけて策定されますが、こ
の2つの計画が第4次八女市総合計画にうたわれている将来都市像を具体化し、将来のまち
の姿を示す計画になるものと大いに期待しているところであります。

また、昨年策定された八女市公共施設等総合管理計画は、文字どおり施設全体における将
来の考え方と数値目標を示したもので、個別施設の計画が今後打ち出されるものと承知して
おります。

また、この計画は都市計画マスタープラン及び立地適正化計画と密接に関連し、連動した
ものになると理解しております。

そこで、この3つの計画がどのようなスケジュールで、どのような方法で進めていかれる
かを中心にお聞きいたします。

以上、2つの課題について、執行部におかれましては、わかりやすい言葉で簡潔明瞭に御
回答いただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、これより質問席にて順次お聞きいたします。

○市長（三田村統之君）

5番高橋信広議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、防災・減災対策についてでございます。ハザードマップの活用状況と課題は、また、
見直しの必要性及び市民への周知、活用の具体策はどうかという御質問でございます。

ハザードマップは、全世帯に配付を行い、災害に関する情報や避難に関する情報について
周知を図っています。各自主防災組織の訓練や本市が開催する出前講座などでハザードマッ
プを活用しております。

平成27年5月の水防法の改正により、矢部川の洪水浸水想定区域の見直しが行われ、本年
4月に新たな洪水浸水想定区域図等が公表されました。これにより、本市では今年度ハザード
マップの改定を行うこととしています。作成後は、市民へハザードマップを配付するとと
もに、ホームページへの掲載及び出前講座や各自主防災組織などの訓練での活用を行い、市
民への周知を図っていきます。

次に、自主防災組織の現状と今後の取り組みはという御質問でございます。

現在、自主防災組織は209組織あり、組織率は95.4%です。自主防災組織の活性化により地域防災力の向上を図るため、今後も引き続き、八女市自主防災組織支援事業による訓練費用や資機材購入費用の補助、八女市防災研修会及び出前講座などを通じて自主防災組織の取り組みを支援していきます。

次に、防災士養成のスケジュール及び防災士に期待する役割をどのように考えているのか、また、防災士を育成するための対策はどう考えているかという御質問でございます。

防災士養成の研修講座を1月26日、27日の2日間で開催する予定としています。防災士には、地域において災害時及び平常時の防災活動の中で中心的な役割を果たしてもらうことを期待しています。

防災士を育成していくために、防災士資格取得後は、既に防災士の資格を持っている方とあわせて、今後研修などの場を計画し、フォローアップを行うことが必要と考えています。

次に、都市計画マスタープランと立地適正化計画及び公共施設等総合管理計画についてでございます。

都市計画マスタープランと立地適正化計画の策定までのスケジュール及び両計画の位置づけと関係性はどうかという御質問でございます。

本市では、今年度より八女市都市計画マスタープランの見直しと立地適正化計画の策定を並行して行ってまいります。期間は、平成32年度までの3カ年を予定しております。両計画は、上位計画である第4次八女市総合計画と福岡県が作成している区域マスタープランに即した都市計画区域内の計画として位置づけられております。

両計画の関係性ですが、立地適正化計画は住居機能や都市機能の立地、公共交通の充実などに関する包括的な計画であり、八女市都市計画マスタープランの一部とみなされます。

次に、本市が考える立地適正化計画の第一義的な狙いは何かという御質問でございます。

今後、急速な人口減少が見込まれる本市において、豊かで活力ある持続可能な生活環境を実現するための都市構造を見直す必要がございます。その中で、各種サービス機能や居住機能の一部を集約し、それらと連携した都市機能を形成することが重要と考えております。

次に、公共施設等総合管理計画における個別施設計画は、いかにして両計画との整合性をとり、連動させていくのか、また、個別施設計画策定までのスケジュールとプロセスはどうかという御質問でございます。

個別施設計画に掲げる公共施設につきましては、共通したエリアマネジメントを図る必要がありますので、計画策定または改定により両計画との整合を図ってまいります。

また、個別施設計画の策定については、平成32年度までのできるだけ早い時期に策定をするよう国より要請がっておりますので、現在、各担当部署において策定作業を進めているところでございます。

次に、それぞれの計画策定に基づく事業に対する財源措置の概要は、また、その活用はどのように考えているのかという御質問でございます。

立地適正化計画、公共施設等総合管理計画に定めた事業の実施に当たっては、国によるさまざまな支援措置がございます。今後、計画に即して事業を実施していく際には、国の財源などの活用を検討してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○5番（高橋信広君）

それでは、最初に防災・減災対策についてお伺いいたします。

まず、ハザードマップの活用状況のほうなんですけど、答弁のほうではいろんな自主防災組織の訓練であったり、出前講座では使われているということで、これは承知しますが、こういうところに参加される方は結構同じような方が固まって参加されるというケースが多いと思うんですね。それ以外の方々が実際どのように活用されているのか、これは多分地域差もあると思っています。しかしながら、我々の周りで見ると、多分一度見て、それっきりというのが非常に多いような気がしてまして、この辺の分析というか、状況把握、どのような推測をされているか、まずこの辺をお聞かせいただけますか。

○防災安全課長（石川幸一君）

お答えさせていただきます。

現在のハザードマップを作成しましたのは平成27年の2月でございます、3月に全世帯に配付をさせていただいております。それを一度、住民の方は見られておると思います。その中で、住宅地図を縮小しておりますので、自分の家がどこだというのはわかるような地図にしておりますので、それを見られて、そこで何らかのリスクがない家庭はそのまま収納されていたりとかいうことも考えられると思います。

その中で、何らかのリスク、浸水想定区域でしたり、土砂災害の警戒区域に入っているかなというところは、やはりよくごらんになって、もしも大雨が降ったときとか、そうした際の対応について、今度は裏面でいろいろ説明をしておりますので、そうしたところまで十分見ていただいていると思います。

やはりそうしたエリアに入っているかいないかで、このハザードマップの受けとめ方と申しますか、利用度が変わってくるというのは仕方ないかなと考えておるところでございます。

以上です。

○5番（高橋信広君）

ここは推測の話なのでわかりませんが、今のハザードマップについての使用率というか、活用率というのは多分低いのかなという推測のもとで、見直しということにこれから入りますので、次回にはぜひ、その周知徹底のところも大きなテーマとしてやっていただきたい

と思っております。

まず、見直し更新されるという発言が今ございました。もう少し詳しい中身をお尋ねしたいと思います。

○防災安全課長（石川幸一君）

それでは、御説明させていただきます。

現在お配りしておりますのがこういうハザードマップでございまして、21区画、いわゆる地域ごとに配付しております。

このハザードマップによります想定、いわゆるリスクでございすけれども、浸水想定につきましては、50年に1度の大雨という表現をしておりますけれども、50年に1度起こるであろう大雨の数値、具体的には48時間雨量で496ミリとされております。

今回見直しを計画しておりますものは、水防法の改正で、ことしの4月に国や県が出したものでございすけれども、想定としましては、予測される最大の雨、とにかく計画量と申しますか、最大の雨ということでございす。

数値的に説明いたしますと、9時間の総雨量で533ミリ、先ほどは48時間でございまして、もっと短い時間に先ほどの496ミリよりもっと多い533ミリということでございす。そうした雨量があったときに、矢部川の堤防でしたり、護岸の越水でしたり、そうしたものを想定したところでの浸水想定区域というのを今回見直します。

土砂災害につきましては前回のものと同じ想定でございすので、その分については変更はございません。そうしたことでの想定の違いが出ております。

これはちょっとお手元に地図を持ってきておりますけれども、（資料を示す）ちょっとわかりにくいかと思いますが、旧八女市でいきますと、旧442号から南側が何らかの区域に入ってくるようなことでございすし、そして、黒木、立花につきましても、矢部川沿いの低いところについては今回の見直しにかかってきますので、対象者といいますか、今度、想定される区域の方はかなり多くなってくると思いますので、今まで以上に真剣にこのハザードマップを見ていただいて、いざというときのことを考えていただけるのではないかと考えているところでございす。

以上でございす。

○5番（高橋信広君）

今の見直しのところなんですけど、矢部線沿線、それも442号の南を中心としてということがありました。そのことから言えば、旧八女市は全部、それから黒木全部、立花でいえば光友、北山、今の21から11を見直すということで理解したらよろしいんでしょうか。

○防災安全課長（石川幸一君）

御説明いたします。

今、議員の御指摘のとおりでございます。

旧八女市が3区画に分かれておりました全域ですね。黒木が6区画に分かれておりましたけれども、全域、それと立花が光友地区と北山地区のハザードマップを今回改正を予定しております。

○5番（高橋信広君）

このハザードマップのいわゆるエリアですね、今、21のエリアそのものも全く変わらないということで、同じということで理解していいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。

ずっと見ていますと、場所によってはダブっているところも結構ありますので、それはかぶっているということで判断したいと思います。

その中で、今度は見直さないところは、今の50年に1度が今度はもっと最大限の事態に備えて、そのときのハザードマップになるということですが、この12から21というのは、基本的にはがけ崩れであったり、地すべりであったり、そちらの表現がほとんどでしたけど、それ自体は変わらないということでいいのでしょうか。

○防災安全課長（石川幸一君）

御説明申し上げます。

先ほど見直しをします浸水想定区域につきましては、今回、矢部川だけを国、県がそれぞれ見直しをしておりますので、それ以外の大きな川でいいますと、星野川だったり、笠原川だったり、そうしたところについては、今後、県が水防法の改正による浸水想定区域、先ほどの新しい想定に沿った見直しを今後していくと思います。ただ、今はできておりませんので、改正はしないと。

先ほど言われましたそれ以外の地域につきましては、該当する河川、いわゆる矢部川に接していないのでないということでございますが、土砂災害とかの警戒区域は、今度は別の法律で土砂災害警戒防止法、いわゆる土砂法の中での想定された区域ですので、その法律がまた改正されたり、そうしたことになるれば当然想定区域も変わってくるかもしれないと思いますけれども、現時点では改正があっておりませんので、変更はないということで御理解ください。

○5番（高橋信広君）

ということは、11区域については、さらに最大限の条件で見直すと。それから、それ以外は現状のままということで理解したらよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

それで、今のハザードマップの中に避難所があちこちあるんですけど、私がざっと見た限りでは、警戒区域内にある、例えば指定避難所が9カ所、それから、他避難所、これはちょっとダブっているところがあるので、45ぐらいかもしれません。ちょっとアバウトです

けど、50から55ぐらいがそういう警戒区域の中に入っています。

この警戒区域内も特別警戒区域というのは、若干、矢部地区でぎりぎりのところがあるような気はしますが、ほとんどは警戒区域内です。この警戒区域内にあるところは、今度の見直しの中に少し、この避難所についても移動であったり、何らかの対策を打つとか、そのことについてはどうお考えなのか、変わるのかというところをお聞かせいただけますか。

○防災安全課長（石川幸一君）

確かに想定が変われば、警戒区域というか、想定区域も変わってきますので、当然その想定で安全が確保できない避難所であれば見直しをさせていただいて、別の地域に避難所を予定するというございます。

ただ、エリアに入ったから全てそうだ、適合しないというか、避難所としてふさわしくないということではなくて、その場所場所によって、例えば、浸水でも今、50センチ未満のところもございます。また、土砂災害でいいますとイエローゾーン、いわゆるイエローゾーンの考え方としては、土砂が到達するかもしれないけれども、建物に影響するまではないという想定でございますので、そうした箇所については、建物の構造にもよりますけれども、建物構造とかエリアについて個別に判断をし、必要な箇所は当然見直していくということございますので、今回、ハザードマップの改正もしますけれども、あわせて今度、地域防災計画も今年度一緒に見直しを行います。

ですので、地域防災計画の中で指定避難所とか避難所というのを定めるようにしておりますので、これを一緒にやりますので、そうしたことで当然必要な箇所については見直しを行うということで御理解ください。

○5番（高橋信広君）

今の11の見直しのところには、そういうことで考えていただくんでしょうけど、12以降の10施設については、そういうことも含めて次回のときに考えるということで、今のところはそういうことで考えられておるということに理解しておいていいんですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

もう一つ、警戒区域にある建物には影響しないというところですね。まず、この建物の点検というのはやっておられますか。

○防災安全課長（石川幸一君）

避難所につきましては、市が開設します指定避難所、その他の避難所ございます。

指定避難所につきましては市が開設するわけございますので、当然施設の管理者の中で建物の構造と申しますか、点検などは定期的に行われているものと思っております。

その他の避難所につきましては、市有の施設以外については、それぞれの自治会だったり、そういったところの所有ですので、そうしたところまでは、うちのほうで点検を行われてい

るかどうかというのは把握しておりません。

○5番（高橋信広君）

今のお話は、指定避難所のほうはやっているけど、それ以外のところはそれぞれの地域に任せられているということなんでしょうけど、多分避難所によっては相当老朽化した避難所もあると思われるんですね。それが万が一来る方向であったら、3方角ぐらいは、堅牢度というのはしっかりチェックしておかないと、建物には影響ないといっても、それはしっかりしているから影響がないという考え方もあると思いますので、本来でしたら砂防施設まで考えるとか、そういうところまでやれば、これは相当な投資が要りますので、まずは堅牢度のチェックだけはぜひしておいていただきたいと。これは要望です。よろしく願いしておきます。

それともう一つは、これからその11施設等を見直していただいて、予定としては今年度にやって、3月、4月に配付できるということで承知していますけど、この見直しとあわせて、現在いろんなICTの中のスマートフォンであったり、それから、タブレットであったり、この活用の中でうまく利用するような情報提供のことを考えておられるかどうか、お聞きいたします。

○防災安全課長（石川幸一君）

御説明申し上げます。

今回、ハザードマップの改正にあわせて、情報のウェブ化を考えております。ハザードマップのウェブ化ですね。いわゆるGPS機能がありますタブレットでしたり、スマートフォンをお持ちの方が、例えば、市内のある箇所のうちが指定するマップを開くことによって、その地域が危険な箇所であるのか、どのようなリスクがあるのかとかいうのを表示できますし、近くの避難所がどこだと、今度は近くの避難するところを指定することによって、そこまでの経路などが地図の情報サイトでわかるように表示されるようになると思います。

ということで、ハザードマップのウェブ化というのを、この改正事業にあわせてやらせていただく予定でございます。

○5番（高橋信広君）

はい、わかりました。

次に、自主防災組織の件で少しお聞きいたします。

今、自主防災組織については、先ほど防災訓練であったり、具体的な活動をされているところもあると聞き及んでいますが、全体的に今、冒頭にあったのは209カ所ですか、209組織ありますよね。そこが全部、機動力というか、機能するような気がしておりません。

実は、私の町内では形だけしかできていないのでちょっと心配しているんですが、実際のうちの自主防災組織の方々が訓練であったり、いろいろ啓蒙活動も含めてそういうこと

をやっておられるのか。

一つ参考になるのは、市の補助制度を利用して、毎年毎年そういう対策を打っておられるところほどの程度あるか、その辺を含めてお聞かせいただければと思います。

○防災安全課長（石川幸一君）

御説明させていただきます。

平成29年度の実績で見ますと、自主防災組織支援事業補助金を申請、利活用された団体が22団体でございます。ほかに、土のうづくりでしたり、あとは訓練ですね、図上訓練とか、炊き出し訓練とか、いわゆる補助金を申請しなくても自前でやられたとか、そういう団体が58団体ございまして、合わせてちょうど80の組織で昨年は訓練をやっていたというところでございます。

以上です。

○5番（高橋信広君）

やっぱり6割ぐらいのところは形というか、組織はできているけど、実働というか、稼働はされていないと認識しておいたほうがよさそうですね。

これから自主防災組織というのが、災害が発生すれば非常に力になると私も考えますし、この活動を促進する手だてというか、このあたりは何か考えていただいておりますか。

○防災安全課長（石川幸一君）

お答えさせていただきます。

まず、毎年行政区長さんと自治公民館長さんの委嘱式が4月の下旬に行われますけれども、その際に自主防災組織の支援事業の補助金、また、土のうづくりの支援事業、こうした事業について、資料の中に説明を入れたり、チラシと一緒に配付したりしております。

また、あわせて年に1度の防災訓練をしましょうというチラシも一緒に配付しておりますし、その委嘱式が終わりまして、八女市防災研修会というのをさせていただいております。その中でも毎回市のほうから時間をつくって、私のほうから直接地域に訓練の大切さ、いわゆる自主防災組織の大切さというのを御説明させていただきながら、ぜひ年に1度は訓練をしましょうと、訓練をした際には市のこうした支援事業がありますよということで御説明しておりますので、そうしたことで活性化を図っているところでございます。

○5番（高橋信広君）

この促進策というか、もっと広げる一つの方法として、これは私の提案になりますけど、例えば、地区防災計画とか、地区タイムラインとか、いろいろやることはあると思うんですけど、何かあったときに一番役に立つのは僕はタイムラインだと思うんですね。このタイムラインを、いわゆる事前防災行動計画というんですかね、これをそれぞれの自治防災組織でつくることを要請していただいて、中には既につくっておられるところもあると思いますの

で、そういうモデルの発表もさせていただきながら広げるということは、これは大きな力になるような気がするんですけど、そのことについてはいかがでしょうか。

○防災安全課長（石川幸一君）

お答えいたします。

今、議員が言われましたタイムライン、防災行動計画、これにつきましては大変素晴らしいものだと思っております。

ただ、これが難しいのは、例えば、台風でしたら、いわゆる八女市に最接近する時間をゼロ時間として、さかのぼって何時間前に何をするかというものがこのタイムラインでございまして、台風の場合はこれで予想とかも出ますので、比較的つくりやすいというのがございます。

ただ、それ以外の災害については、なかなかこのタイムラインというのは難しいので、台風に限ってではございますが、台風でつくったことによってほかの災害に利用できる部分も確かにあると思えます。

こうしたものを市のほうでも今、モデル的につくっておりますけれども、地域でできるような簡単なタイムラインの見本と申しますか、そうしたものをまずつくって、それを普及していくというのは大変いいことだと思っております。

ただ、今の人員の中ではなかなか厳しい面があったりしておりますので、後ほど質問に出てきます防災士の方々の育成を将来的に考えておりますが、そうした方々の協力によって、そうした事業も推進していければいいなというのは、私としては将来的な構想と申しますか、そういう中ではございますので、そうしたことでいろいろ研究させていただきながら進めていきたいと思えます。

以上です。

○5番（高橋信広君）

ぜひ、このタイムラインが全自治防災組織でつくられるように、いきなりはできませんので、最終的には地区タイムラインと、さらにはマイタイムラインまでできるぐらいになればいいなと思えます。

先ほど言われた台風というのは本当わかりやすいんですけど、水害で逃げおくれというのは西日本豪雨でもたくさんございましたので、水害のタイミングというのは、手前手前にどうするかというのが非常に大きいので、こっちのほうが僕は有効かと思っておりますし、ぜひ一緒に研究していければと思っております。

最終的にはそういうタイムラインができることをぜひお願いして、この件については終わります。

次に、防災士養成については、今年度当初予算で約3,000千円の予算を計上していただい

て、これは大変意義があることと高く評価しているところですが、大事なことは、防災士が誕生することが目的じゃなくて、やっぱり当市の防災力につながるように皆さんがレベルアップして、そして、市に協力をいただくということが重要かと思っております。

そういう観点で少しお聞きしますが、防災士の募集要項の概要ですけど、具体的にはいつに出されて、どういう方々を対象とイメージされているのか、それから、協力要請というか、税金を使って100%やっていただくわけですから、最低限の縛りということではないですけど、協力依頼、こういうところをどうして募集されるのか、お聞かせいただけますか。

○防災安全課長（石川幸一君）

御説明させていただきます。

現段階では、八女市防災士養成事業の事業要綱と、あと募集要項を作成しておるところでございまして、今月中には完成して、早速募集に移っていきたいと考えているところでございます。

それで、対象者といいますか、募集する方につきましては、先ほどの議員御指摘のとおり、将来的に地域の防災リーダーとして活動いただける方というのが一番の対象者と思っております。ですので、できましたらば、最低5年ぐらいは地域の防災リーダーとして活躍できる人という条件の中で、あと地域の自主防災組織とか、消防団とか若い人たちにも受けてもらいたい講座でございまして、消防団の分団長さんとかから、この子は大丈夫というか、この子を薦めるという推薦を受けたような人たちをまず対象者としてお願いしたいなと思っております。

そして、将来的には、先ほども言いましたような地域での防災訓練、また、日ごろの訓練、また、いざというときの災害発生時、例えば、地域の避難所の運営、それに関しましては運営を中心になってやっていく方と。ですから、そうした運営の方に対してマニュアルとかをこちらでつくっておりますけれども、その中で、例えば、避難所を開設するときのポイントで建物が壊れていないかとか、そういうのを点検していただき、開設の可否の判断をお願いするということとか、そういうことも含めて、この防災士の方が中心となって地域の自主防災組織をリードしていってもらえればありがたいと考えておるところでございまして。

以上です。

○5番（高橋信広君）

防災士については、先ほど冒頭言いましたように、いかに育成していくかということが大きな課題にあると思いますので、行政の方々の育成が将来的には防災士の中で育成できるような仕組みになれば行政から手が離れていくと思っておりますので、そのためには組織づくりとか、そういうことも今後必要かと思っておりますし、ただ、今、四十四、五名いらっしゃるという防災士の方々は、八女市としての防災士組織というのがあるのかないのか、これは

どうですか。

○防災安全課長（石川幸一君）

現在、八女市にはそうした組織としてはございませんが、近くでは日本防災士会久留米支部というのがございまして、この久留米支部の中で活動している八女市民の方は数名おられると聞いております。

御指摘のとおり、今後は八女市にこうした防災士の組織というのを一緒につくっていきながら、今後活動していく場を提供していきたいと思います。

○5番（高橋信広君）

まだこれからですが、ぜひ今の3つのことを含めて、八女市の防災力がさらに上がるように期待しております。よろしくお願ひしたいと思います。

最後に市長にお伺ひしたいんですが、当市も平成24年7月に九州北部豪雨で甚大な被害を受け、そして、市長は大変な御苦勞と尽力をいただきましたが、あれから6年間、その間に50年に1度の大雨や、それから、熊本では震度7が2日続くような大地震が発生するなど、いわゆる想定外というのがこの数年あちこちで起きております。

このような災害リスクが高まる中で、防災・減災対策について、今後市長のほうほどのような考えで取り組んでいかれるのか、このことだけ、ひとつお願ひいたします。

○市長（三田村統之君）

お答えします。

済みません、ちょっと声がかれていまして、申しわけないですけど、何せ今日までの災害の各地域の状況というのを振り返ってみますと、八女市は非常に危険地域が多いと。特に土砂災害の危険エリアというのは、議員御承知のように1,500カ所、いつ土砂災害が発生してもおかしくないという状況の環境がございまして。だから、こういうものをしっかりと把握しながら、そして、住民の皆さん方に避難の啓発をしっかりとやっていくこと、このことが非常に大事だろうと思っております。

何はともあれ、今、自主防災組織のお話が出ました。この防災士の数ができれば行政区に1人ぐらいずつはいてほしいと、そういう努力をしていかなければならないんじゃないかなと。その防災士が連携をして地域を災害から守っていく、そういう考え方でこれから臨んでいかなければなりません。ただ、非常に財政的にも厳しい中で防災対策をやっていかなければなりません。

何をいっても国の基本的な考え方を十分参考にしながら、そして、有効に国の制度を生かしながら、過疎が進む八女市の安心・安全を確保していくという努力はしていかなければならないと思っておりますので、またいろいろ御意見ございましたら御指摘をいただきたいと思ひます。

○5番（高橋信広君）

ありがとうございました。

それでは、次のテーマのほうに参ります。

都市計画マスタープランと、まず立地適正化計画のここのすみ分けというか、両計画の違いというのが、先ほどの答弁の中ではいま一つ私には理解できないんですが、もう少しわかりやすい説明というか、都市計画マスタープランはこういうものであって、立地適正化計画はこういう形にするという、もう少し明確なところは端的にお答えいただけますか。

○都市計画課長（原 寿之君）

お答えいたします。

まず最初に都市計画マスタープランのほうでございますけれども、これにつきましては、主に都市計画区域ですね、都市部の計画でございます。これから将来を見据える上で20年後の都市機能をどういう形に持っていくかという総合的な基本計画ということで考えております。

その中で、また立地適正化計画につきましては、都市計画区域内を、さらにその計画を策定しまして、どういう形で都市機能を今後維持していくか、場合によりましては、主に住居地域とか都市施設の計画をエリアを指定しまして、今後、将来的にさらに深く実施して、現実味のあるより深い計画ということで考えております。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

私も勉強不足かもしれませんが、立地適正化計画の生まれる一つの理由として、都市計画マスタープランであちこちがコンパクトシティということをやっているところ、このコンパクトシティの目標はあっても、具体的なコンパクトシティの姿が全然見えないところから発したと僕はイメージしているんですが、片一方では都市計画マスタープランと立地適正化計画を並行してやることについて、いいことなんですが、どういう役割になるのかがまだ見えないんですね。そこをもう少しお聞かせいただければと思います。

○都市計画課長（原 寿之君）

お答えいたします。

都市計画マスタープランにつきましては、合併前の平成17年だったと思いますけれども、旧八女市でマスタープランを策定しております。そのときにおきましても、今後の八女市の都市計画プランとしまして、将来を見据えた形ということで策定しております。

ただ、八女市の都市計画区域につきましては、旧八女市全域と黒木町の一部と立花町の一部というのが都市計画区域に現在指定されている状況でございます。

ただ、合併しまして都市計画のマスタープランというものが作成できておりませんでした。

ので、今回、合併後の今の状況の新しい見直しを現在進めているところでございます。

都市計画区域の総合的な上位には八女市の総合計画がございまして、それを上位計画としまして、その各都市部についての今後の方針を計画するものでございます。

さらに立地適正化計画におきましては、その中で実際に住居機能や都市機能の充実というか、集合等を図りまして、今後、さらに持続ある生活の環境を実現するためによりコンパクトに財政、そういうのを見まして、都市機能の見直し形成を図っていくということで考えております。

○5番（高橋信広君）

申しわけありませんが、聞けば聞くほどよくわからなかったです。

じゃ、少し質問を変えて、立地適正化計画の第一義的な狙いというところでもちょっとお答えがいま一つぴんとこないんですが、例えば、第一義的なということは、八女市の将来の20年の姿を総合計画の中にはいわゆる抽象的な言葉があります。これをもっと具体化したものを市民の皆様にもお見せするということが、この都市計画マスタープランと、それから、立地適正化計画だと私は認識しているんですね。その中の立地適正化計画は、コンパクトシティにするにはどうするかという部分にもっと集中したもので計画をつくるということで僕の中にはあるんですけど、そうじゃないんですか。よかったらこれ、鎌田副市長、ちょっとよろしいですか、この考え方。

○副市長（鎌田久義君）

お答えいたします。

基本的には、今までつくっている分を合併後、新たにつくり直すということで、若干総合計画とはずれてきておりますけれども、今の状況では道路状況とか企業の問題とか、いろいろなあらゆる状況が変わってきております。

そういう中では、ちょっと具体的にいきますと、道路沿線上は容積率とか建蔽率が今の状況で違ふと。それをもうちょっと拡大していくと。例えば、商業地域に変えるとか、そういった計画を考えていきたいと。

しかしながら、これも県の審査会とか国の審査会がございまして。どう変えていくかは、またその協議の中でも変えていきますけれども、ちょっと言うとそういった具体策を変えて見直していこうというのが本来の考え方でございます。だから、それに伴っては、立地計画も当然変えていくことも必要になってきます。

ちょっと言うと、今までのやっていた分を確実に、現実、将来を見通して変えていくというのが狙いでございますので、今、何とも言われないところもございまして、要するに活性化をする中では容積率を上げないといけないところもございまして、建蔽率も上げていかなければならないところもございまして。だから、用途区域を変えていくのが根本的な考え

方。できないところはできませんけれども、そういったもろもろを見直していきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

今の回答ではハード面のことが中心なんですけど、私はもう少し八女市の姿図、あるいは設計的なことをこういう都市計画マスタープランのほうにどんと打ち出させていただいて、その一部として立地計画なのかなと。

今のお考えだったら僕は都市計画マスタープランだけでいいんじゃないかと思うんですが、その中に、例えば、居住誘導地域をつくる、都市機能誘導地域をつくるという考えでも成り立つような気がするんですが、せっかく両方つくられるんですから、しっかりその区分けの部分ですね、どういう計画にしていくかというのは、これからまだ3年間あるので、ぜひ議論をしていただいて、市民にわかりやすい、ああ、八女市ってこうなるんだなという計画にぜひしていただくことを期待しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、公共施設関係なんですけど、個別計画のほうは平成32年の末、早い時期に決めていくということなんですけど、これを実際決められるのは公有財産利活用検討委員会、あるいは公共施設等利活用プロジェクト会議というこの2つで決めていかれるということによろしいんでしょうか。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えさせていただきます。

公共施設等総合管理計画につきましては、平成29年3月に策定をしております、この計画に基づきまして、今後、個別の施設につきまして個別計画を策定していくと、こういう形になっております。

この計画をもう既に策定している部分も個別にはありますが、ちょうど今年度から取りかかっていくという形になっております。

今、議員おっしゃいましたように、この都市計画等総合管理計画につきましても、プロジェクト会議につきましても、公有財産利活用検討委員会、こちらで一定検討していくという形にはなりますけれども、個別施設計画につきましては、各所管課からプロジェクト委員が会議に集まりまして、今後、共通して個別施設計画はこのような形で進んでいきますよという形を前回、先日プロジェクト会議を行って、そういう共通認識を図ったところでございます。

今後はその共通した認識の中で、それぞれの所管課で管理している施設につきまして検討を図っていきながら、その局面というか、適宜、公有財産利活用検討委員会に諮っていくという形に進んでいくのかなと捉えているところでございます。

○5番（高橋信広君）

ということは、こちらのプロジェクトが中心になってやると。プロジェクト会議のほうです。

これは、例えば、まとめ方ということも今からなのか。既にもう進んでいるのでお答えできるのかどうかわかりませんが、カテゴリー別が一つあると思うんですね。例えば、庁舎関係をまとめてやるとか、文化関係をやるとか。それともう一つはエリアの問題がありますよね。エリアとして、じゃ、どういう施設を残していくかと、この辺のかかわり合いはどうなっているんですか。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えさせていただきます。

公共施設等総合管理計画の中で、先ほど議員おっしゃいましたように、公共建築物の中で幾つかの機能について分けさせていただいているところでございます。

それを一つ例に挙げますと、行政窓口機能であったり、公民館であったり、文化施設であったりと、そういった形になっておりますので、そこを所管している課が庁内にはございますので、そこで一つは検討していくという形になっていきます。

先ほどありましたように、今度はエリアごとに分かれている施設がありますので、その機能に基づきましては所管課がございませうけれども、例えば、各支所であったりする場合がございませう。この部分につきましては、検討するところで、その所管課と、それと支所とあわせて協議を図っていくという形になるかと思ひます。

○5番（高橋信広君）

これをまとめるためには、一番大事な市民の声というのが大切になってくると思うんですけど、これはどのようなタイミングで市民に、一つはアンケートなんか出るのかと思ひますし、あるいは市民説明会、この辺のスケジュールというか、計画はどうお考えですか。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えさせていただきます。

個別の計画ですので所管課で取りかかっていますけれども、所管課で取りかかっているサイクルの中で、実際個別計画を策定する中で現状はどうかとか、今の利用状況はどうだろうかとか、それぞれ検証の仕方が少し変わってくるかなと思ひております。

そういった中で、各所管課でそれを検討する場合に、必要に応じたときにパブリックコメントであったりとか、説明会であったり、意見交換とか、そういった手法がいろいろあるかと思ひますので、アンケートも含めてですけれども、そこで必要に応じて効果が見込める御意見のとり方を取り組んでいくのかなと思ひているところでございませう。

○5番（高橋信広君）

そこで、一つ、いわゆるカテゴリーの中で行政窓口のことを少しお聞きしたいんですけども、いわゆる本庁、各支所ですね、この管理計画の中はかなり突っ込んだ方向性を出していただいています。

今、本庁の新庁舎建設委員会、こちらは体制が整ってそれで進められていますけど、片一方では公共施設のあり方として行政機能をどうしていくか、これはだから本庁だけじゃないですよ。特に老朽化している星野、それから上陽というところ、ここは将来的には、将来というか、近い将来ということもうたっておられますし、複合施設も含めて考えていくということを実際うたっておられます。

これは、詳しい財源はもうお聞きしませんけど、財源等を考えますと、こういうことを一体に考えていくべきじゃないかと思っているんですが、このことについてはいかがでしょうか。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えさせていただきます。

確かに行政窓口機能につきましては、これまでありました支所機能、それと本庁機能、そういったものがまず大前提としてあるかと思えます。

それぞれの、例えば支所でありますとか、そういったところには、建物の状況によっては古い建物もございますので、その支所機能とか本庁機能については、確かに今後もっと詳しく検討していかないといけないところではございますが、現時点での考え方ということで申しますならば、何らかの形、例えば、支所であるならば、その支所機能をどうするかということを検討していく上でその建物をどうしていくかということでは、そこに何らかの複合的な施設を考えると、そういったことはこれから検討していく上で必要であるかなと捉えているところでございます。

○5番（高橋信広君）

財政課長に聞きますけど、合併推進債ですね、例えば星野と、それから上陽と本庁と3つ一緒のほうが最終的な財源としては確保されるし、軽減になるんじゃないかと思うんですけど、これはいかがでしょうか。

○財政課長（田中和己君）

お答えします。

今、議員おっしゃった3つの本庁を含めて星野支所、上陽支所、それぞれ老朽化を迎えておりますが、エリア別にマネジメントしていく必要があると思っています。

例えば、防災機能の拠点施設とか、そういったことで捉えるならば、例えば、減災の部分で過疎債のみならず、減災の起債とか、その辺を考慮してマネジメントを行っていく必要があると思っています。

以上です。

○5番（高橋信広君）

どうしてこういうことを言ったかという、たまたま鹿児島島の姶良市が八女市とちょうど同じようなスケジュールで、姶良市ですけど、元姶良町、蒲生町、加治木町というほとんど同じような人口のところだと。これが老朽化して、どれも建て直すということで、3つ一緒に建て直すということを今計画されていまして、八女市もこういうことをやったほうがいいのかなと思ったものですから、そういう財政面、それから、トータルコストダウンにつながる方法をぜひあわせて考えていくことをここについては要望して、終わります。

最後に、市長にちょっとお聞きいたします。

都市計画マスタープランと、それから立地適正化計画というのは、公共施設等総合管理計画を初め、関連計画と整合性が図られて、そして、これから20年先を見据えた将来のまちの姿を示されるものと私は考えておるんですが、何よりも市長が描かれている設計イメージが大変重要になると思っています。

市長はどのような思いで両計画に携わっていかれるか、これについてお聞きいたします。

○市長（三田村統之君）

あらゆる面から考えて、次の世代、あるいはまた次の世代にどういう八女を譲り渡していくことができるのか、その議論は当然やっていかなければなりません。

今、計画の段階でいろいろ議論をするところがございますけれども、ただ、平成32年度までに計画をできるだけ早い機会に国はつくりなさいという要請がっております。

ただ、何が目的で国はどのように平成32年という年度を切って地方自治体に要請するのか。これはやはり国も非常に財源が厳しい、将来の財源をどうしていくのかと、国民に対する負担をどうするのか、あるいは少子・高齢化対策をどうやっていくのかと、こういうことをいろいろ考えますと、早くできるだけ地方のそういう計画を把握したいということでございます。

しかしながら、現実的にその計画が、我々地方の過疎地域の自治体では何といたしましても国の制度を生かしていかないことには、事業は今後、財源的にできません。ですから、過疎債を含め、地方債を含め、いろんな制度、財源的な措置があります中で、我々としては十分将来のことを考え、しかし、今、その基盤づくりが非常に大事ですので、しっかり取り組まなければならないと思っています。

○議長（川口誠二君）

5番高橋信広議員の質問を終わります。

午後1時30分まで休憩いたします。

午後0時28分 休憩

午後 1 時 30 分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

18番三角真弓議員の質問を許します。

○18番（三角真弓君）

皆様こんにちは。午後から大変にお疲れさまです。公明党の三角真弓でございます。最後まで御清聴よろしく願いいたします。

では、さきの通告に従いまして、一般質問を行ってまいります。

初めに、将来に向けた財政運営をどのように考えていくのかについてであります。

広域合併をして8年が経過いたしました。公共施設等総合管理計画の目的、理念にもうたわれていきますように、社会構造や住民ニーズの変化により、公共サービスのあり方を改めて見直す必要性に迫られていると実感いたします。また、財政面でも全国の多くの自治体と同様に、人口減少に伴う税収等の減少や少子・高齢化に伴う社会保障費等の増加、公共施設等の維持管理費や更新費用等は財政運営にとって大きな負担となっております。長寿命化及び統廃合等を含め、将来の財政負担の軽減をどのように図り、限られた財源の中でどのように充実した行政サービスを提供できるかとの観点から、次の5項目について質問させていただきます。

- 1、公共施設等総合管理計画の進捗状況について。
- 2、公共施設の保有量と起債の償還について（合併前・合併後の現状）。
- 3、生産年齢人口減少による財政運営はどう考えていくのか。
- 4、生産年齢人口をふやす施策をどう予算化していくのか。
- 5、社会保障費の増加と今後の税収増をどのように考えていくのか。

次に、平成31年度に向けた公共交通のあり方について質問をさせていただきます。

平成30年度におきましては、乗合タクシー3台を小型化にされ、経費の削減等を図ってこられていますが、住民ニーズである将来にわたる市民の快適で安心・安全な暮らしを支える持続可能な地域公共交通体系の構築にはまだ多くの課題が残されていると実感いたします。平成30年3月に策定されました地域公共交通網形成計画に沿って計画を進められる中での課題と喫緊の改善すべき点について質問をさせていただきます。

あとは質問席にて順次質問をさせていただきますので、明確なる御答弁をよろしくお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

18番三角真弓議員の一般質問にお答えいたします。

まず、将来に向けた財政運営をどのように考えていくのかということでございます。公共

施設等総合管理計画の進捗状況についてお尋ねでございます。

八女市公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画である個別施設計画の策定作業を現在各担当部署において進めており、平成32年度までのできるだけ早い時期に策定する予定でございます。

次に、公共施設の保有量と起債の償還についてでございます。合併前、合併後の現状についてでございます。

公共施設の保有量は、公共施設の見直しなどにより廃止した施設などがございますが、地域振興などのための施設を建設したことなどにより、合併前と比較しても大きく変わっていない状況でございます。

起債の償還については、合併前の旧市町村の借入れの償還が終了したことや、借入れを抑制していることにより減少しております。

次に、生産年齢人口減少による財政運営はどう考えていくのかという御質問でございます。

生産年齢人口が減少すると税収が減少することが予想されますので、今後も行政改革をさらに推進するとともに、人口の推移などを見据えながら健全な財政運営を行っていきたいと考えております。

次に、生産年齢人口をふやす施策をどう予算化していくのかという御質問でございます。

平成27年度から取り組んでいるまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく定住施策、子育て支援事業などを引き続き行い、また、企業誘致など雇用創出につながる施策などを推進していく必要があると考えております。

次に、社会保障費の増加と今後の税収増をどのように考えていくのかという御質問でございます。

社会保障費は今後も増加傾向にあると予想されますので、市民の皆さん方の健康づくりの意識を高めいただくために健診や予防事業を継続的に実施し、医療、介護の給付費の抑制を図っていきたいと考えております。

また、今後の税収増のために、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく人口増の取り組みや、一層の課税客体の確保及び収入未済額の解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、平成31年度に向けた公共交通のあり方についてでございます。

まず、現状と課題をどう改善していくのかという御質問でございます。

前年度末に本市の地域公共交通の基本計画と位置づける八女市地域公共交通網形成計画を策定いたしました。本計画は、公共交通の現状や課題を見据えながら、平成30年度から平成34年度までの5カ年を対象とした基本方針や目標設定、目標達成のための施策について記載しております。

施策の一つを御紹介いたしますと、ふる里タクシー事業においては、ドア・ツー・ドアの

効果を高めるため、利用者や運行事業者の声を反映しながら車両の小型化を進めており、平成31年度も継続する考えです。このように、平成31年度以降も本計画に基づきながら改善を図ってまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○18番（三角真弓君）

合併をして、ことしで8年目に入ります。合併当初、公共施設等総合管理計画の中にございますように、これは平成24年3月31日現在でございまして、402の施設があるように書かれております。先ほど、その後の公共施設がふえたということで、公共施設の保有量というのは余り変わっていないということでございましたけれども、この402の施設が、6年を経過した現在、どのくらいの数になっているのか、わかればお願いしたいと思います。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えさせていただきます。

公共施設等総合管理計画の策定に当たりましては、基準年を設けまして、議員おっしゃられたように、2014年3月31日現在で基準年としております。そのときに402施設でございました。平成29年度末現在でございまして、現時点で396施設となっております、差し引きで6施設の減となっております。

○18番（三角真弓君）

これだけの広域合併ですので、今まで地域住民の方が本当に使われてきた施設等、公共施設にはいろんなそういう歴史があるので、簡単にそれを処分するということも難しいということもわかります。先ほども同僚議員が言われましたように、地域住民の方の理解というのがここでは非常に大事になってくるかとは思いますが、将来にわたる八女市の財政面を考えたときに、この管理計画の中にもうたわれておりますように、「財政面においては、公共建築物の老朽化の進行に応じた更新（建替え）等による施設整備等の費用の増加が懸念されるほか、維持管理費の面でも現在の施設を全て存続することは難しいと考えられます」と述べられております。住民との協働による話し合いというのがなければ、非常に施設の存続というのは難しいことではございますが、午前中、同僚議員の若干のそういう質問もございましたけれども、今そういう公共の建物をどうやっていくのかということで、各課にそれぞれ担当の所管に振り分けて検討してあるということをお伺いしておりますけれども、やはり住民と話し合わなきゃならないものがあると思うんですね。そういったことは早くしないと、今後の財政面が非常に逼迫する状態になると思うんですけど、そういう住民との話し合い、納得してもらおう分ということで、そこら辺というのが具体的にどのように行われているのかということをお尋ねしたいと思います。

○企画政策課長（馬場浩義君）

この公共施設等総合管理計画の策定に基づきまして、今後、個別施設計画等を策定していくわけでございますけれども、所管課でこれを取り組むと申しましたが、まずはプロジェクト会議を行いまして、先ほど議員からも御指摘がありましたような問題を共有化して、そして、今後どう進めていくのかというのをまず全体で共有化したところでございます。

今現在も個別の施設に当たっては、それぞれの所管課で利用者の方々とか、そういった方の要望であるとか、利用状況とか、どれだけの利用があって、どれだけの施設が必要とされておるのかとか、そういったものも現在でも所管課はその旨を住民の方からも御意見を聞かせていただいているところだと私のほうでは考えておるところでございます。

今後、この個別施設計画を策定していくに当たっては、やっぱりそういった形で利用状況とか、これまで寄せられた御意見とか、そういったところはそれぞれの施設ごとにきちっと検証していきながら、また、適宜アンケートや住民の方々の御意見等を聞かせていただく機会を設けていく形になっていくかと思っておるところでございます。

○18番（三角真弓君）

個人的な見解では非常に遅いような気がいたします。この総合管理計画の中にも将来にわたる財政シミュレーションというのが描かれております。これでいくと、これが2017年に策定されておりますので、2017年から30年を予測したこのシミュレーションによると、30年後にはマイナス445億円、非常に厳しい現状の財政のシミュレーションが出されております。新しい公共の施設もできましたし、今からは皆さん御承知のように、公立八女総合病院、そして八女中部衛生センター、また、庁舎を初め、どうしても建てなくてはならない公共施設というのがある中で、今後の財政面を見たとき、この財政シミュレーションというのは人口の推移ですね、30年後は4万人台の人口推移と予測されております。このマイナス445億円というのは、人口が減っていった中でこの数字が出されているのか、その当時の人口でこの財政のシミュレーションがつけられているのか、それはどのように図られているんでしょうか。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

財政シミュレーションを立てたときには、人口ビジョンを基本としまして、この数字には算定をしているところでございます。（「入っているということですか」と呼ぶ者あり）入っております。

○18番（三角真弓君）

そしたら、私がここに通告で出しておりましたけれども、合併後、じゃ、平成29年現在、今回決算が出ておりますけれども、その時点の起債の残高、それと、それが何年に終了するのか。私が先ほど申しました公立八女総合病院とか、本庁とか、八女中部衛生センターなん

かもそれには入っていないと思うんです。わかる範囲でいいです。今現在の直近の平成29年度末の起債額総額、そしてそれが何年で終わるのか、そして毎年のランニングコスト、維持管理費が幾らかかっているのか、一応それをお願いしたいと思います。

○財政課長（田中和己君）

お答えします。

今御質問いただきました地方債の残高でございますが、平成29年度末ですね、直近でございますが、27,019,800千円となっております。

それと、ランニングコストになりますが、今現在所有している全ての公共施設のランニングコストにつきましては、平成30年度の当初予算のベースで総額おおむね17億円余りとなっております。

以上です。（「終わるのに何年かかるのか」と呼ぶ者あり）

現在、借り入れている起債につきましては、最大で12年が償還期間となっておりますので、最大で12年間ということによりしくお願いします。

○18番（三角真弓君）

平成29年度で財政調整基金で2億円が入れられておりますけれども、この財政調整基金の今後の考え方として、当初、その中から当初予算として繰り入れる金額ですね、そういうことを含めて、この金額、その基金が今後そのまま残っていくのか、あるいは取り崩しされて、今あるこの基金というのは将来どのくらいでなくなっていくのか、存続していくのか。そういうことをどのように財政課としては見られているのかということをお尋ねします。

○財政課長（田中和己君）

お答えします。

今、議員御質問いただきました財政調整基金の現在高ということで御認識をいただきたいんですが、平成28年度末で12,180,000千円程度ございました。平成29年度末現在では10,895,000千円ということで、1,284,000千円ほど減となっております。こういった状況が続きますと、今現在、平成30年度の当初予算で予算をつくり上げておりますが、5年とか6年でこの残高はほぼゼロになるというところで見込んでおるところでございます。

○18番（三角真弓君）

じゃ、もう一点ですね。八女市の自主財源ですね。合併当時から今に至るまで、直近でこの八女市の自主財源というのが全体の何%になっているのか、わかればお願いしたいと思います。

○財政課長（田中和己君）

お答えいたします。

平成30年度の当初予算のデータで申し上げますと、自主財源比率が31.2%となっております。

す。

○18番（三角真弓君）

先ほど財政課長おっしゃいましたように、財政調整基金にしても五、六年ぐらいで終わらんんじゃないかということでありまして、この財政シミュレーションは40年後はマイナス628億円と想定をされております。人口減、そして税収が減っていくという、人口が減れば、間違いなく生産性の人口も減っていくということで、非常に厳しい今後の八女市の財政状況になっていくのではないかと懸念をいたしております。

それで、そうならないためにということで、この総合計画が30年をめどに計画をしてありますけど、30年間に削減する目標値が642億円とこの計画ではなっております。ですから、マイナス445億円を、そうならないがために、30年後はそれだけの削減をするとうたわれておりますけれども、今の状態で、この削減目標に向かって財政シミュレーションのとおりは今財政運営が図られているのか、総務部長にお尋ねをいたします。

○総務部長（石井稔郎君）

それでは、御指名でございますので、私のほうから考え方についてお話をさせていただきますが、議員御指摘のとおり、現在、八女市の財政というものは非常に自主財源比率が低いということで先ほど申し上げました。したがって、地方交付税などの依存財源に頼っているという財政構造があります。しかし、その状況下の中で、普通交付税については合併算定替えで下がってくるということで、算定替えで下がってきて、歳入について財政調整基金のほうで当初予算を補ってきたという状況ですね。そういう共通認識がございまして、非常にこの先行きについては危惧をしているところであります。

財政調整基金は、以前の議会の中で考え方についてお示しいたしましたが、標準財政規模が200億円ありますから、その20%の40億円は持っておきたい。それと、災害にはやはり20億円などかかりますので、60億円は持っておきたいというのがありまして、じゃ、そのために今後そういった目減りを減らすためにどうしていくのかというのが、今ここに掲げております公共インフラ部分についてのところの取り組みだろうと思っております。

現在、合併前にそれぞれの市町村の中で営み続けてきた、その中に存在してきた公共施設というものを、今、もともとの姿のままに、あるがままに更新していくとなるとやっぱりこれだけの数がかかる。しかしながら、今合併で一つの市域になったところで、先ほどの議論の中にもありましたが、カテゴリーごとにどう整理をしていくのか、あるいはエリア的にどこをどう整理していくのか、そういったところを今回個別計画の中で真摯な議論をしていかなければならないということになるだろうと思っております。

したがって、こういう公共施設の計画の中で、今後30年間で642億円の縮減目標、この目標に向かいまして、この個別計画、今から策定いたしますけれども、それに従いまして、

肅々とその道を歩いていくという私たちにとっても覚悟が必要ですし、また、そういった覚悟というものを市民の皆様と共有しながら、財政運営についてはやっていかなければならないと。非常に抽象的でございますが、以上のように考えているところでございます。

以上です。

○18番（三角真弓君）

もっと具体的な御答弁はまたお願いしたいと思っておりますけれども、今の八女市の置かれた状況というのはとても厳しい現状ではないかと思っております。例えば、県の森林環境税というのが平成29年度、10年計画で一応終了して、県は5年延長しました。ですけど、平成29年度で事務費も合わせて約3億円近く出ていたものが、今年度から約185,000千円程度に低く抑えられております。来年からは、仮称ですけど、環境税というのが国から来ますけど、当初3年というのは38,000千円ぐらいの試算になっております。ということは1億円減るわけです。そして今回、西日本豪雨災害ということで八女市は被害を受けられた、本当に大変なところと比べればそこまではありませんでしたけど、今回の補正でも予算化されております。これは、このような今の地球温暖化、ことしも非常に暑い夏でしたけど、その中での災害、こういったことが今からも起こり得るということは、これは予想がされることだと思っております。

そういう災害のことを含めたとき、今の森林の保全にしましても、今のスピードでいけば90年、100年にかかるだろうと予想されてもおかしくはないと、林業振興課ともお話をしたときおっしゃっておいりました。そういうことを含めながら、今後どういうところを削減し、どうしても予算化していかなくてはならないものは予算化していくというめり張りが大事になってくると思っておりますけど、総務部長にお尋ねしますけど、どのようなものを削減していく方向でられるのか、具体的にお願ひしたいと思っております。

○総務部長（石井稔郎君）

お答えいたします。

歳出の削減というところでございますが、まず第1点目には、今申し上げました公共施設の見直しによりましての各施設の整理統合によって維持経費、それから、ランニングコストなどについて削減していくということが一つでありますけれども、もう一つは、徹底した行革を進めることによって行政の効率化、これは経常経費の節減もありますけれども、仕事を見直すことによって効果、効率的に行うことによって、現行の人員体制の中で最大のポテンシャルを引き出すようなことも必要だろうと思っております。

また、今後につきましては、ある一定選択と集中的な事務事業の優先順位なども予算査定の中では必要な部分があるかなとは思っています。財政の担当といたしましては、毎年毎年の予算査定ももちろんありますが、今後5年、10年の中長期的な財政運営というものも当然

想定をしながら、ある一定それを一つの羅針盤としながら財政運営を行っていきませんが、その中においては、やはり必要な事業に重点投下するためには、ある一定効果がもう既にあったと思う部分については縮小、廃止をしていくとかいうのも当然必要だろうと思っているところではあります。

あわせて、今後、歳入の確保というところではありますけれども、歳入の確保では、やっぱり一番は財源の確保、同じ事業をやるにいたしましても、国、県あたりの交付金、補助金をついて確保をしていくということ、あるいは起債を起こすときには有利な起債を活用していくということ。あわせて、歳入の確保につきましては、市民の皆さんに御負担をかけることにつきましても全然考えないということではなくて、ある一定考え方としては持っておく。それをやるかやらないかにつきましては、いろんなところでの手続、あるいは議論が必要かと思いますが、歳入の確保については、あらゆる角度から考えていかなきゃならないと思っています。

あわせて、広告料の収入など他団体で取り組んでいるような歳入の確保につきましても事例がありますものですから、幅広くアンテナを張りながら、歳入の確保、それから、歳出の削減につきましては取り組んでいきたいと思っているところでございます。

○18番（三角真弓君）

行政の部分というのは公会計ということでの、そういうシミュレーションであると思えますけど、これは企業会計であればもっと厳しい数というのが出ると思っております。本当に職員、そして議会、市民の皆さんそれぞれが、その状況をみんなで共有しながら、将来の厳しい八女市の財政を見据えながらのやはり行政運営が必要かと思っております。

厳しいことを申すようではありますけれども、きょう、副市長のほうから決算書の一部の修正があつて、これは全部印刷してありますよね。細かいことを言うようではありますけど、私たち議員はそこを訂正すれば済むと思うんですね。市民の皆さんの血税から私たちはやはり生活をして暮らしていけるというのであれば、1枚の紙でも無駄ではないかなと思うんですね。こういうことを言うと大変申しわけないんですけど、議会に気を使ってもらっているのかなと思うんですけど、そういうところからやはり一種の改革をやらなければ、30年後、40年後、もちろん私自身もいないと思えますけれども、市長は未来の子どもたちに負の財産だけは残したくないというのはいつも言われております。私は非常に危機感を感じております。そういう中で、八女市として、このようなすばらしい市が、未来を託す子どもたちが本当にそういった負を背負わないようにしていってほしいと思います。

平成30年度からは介護保険料も上がっております。基準値6千円になっております。そして国民健康保険料も45%の方がふえて、55%の方が若干安くはなっておりますけれども、決してそんなに安くなったという金額ではございません。これ以上市民の方に負担をかけるこ

とは私は相ならないと思っておりますので、本当にそうしていかなければいけないと思っております。

生産年齢人口の減少というのは、商工会とか商工会議所等を訪問して話をしていると、特に商工会に至っては4割ほど製造業を初めとして会員数が減っております。そして、例えば八女市の昭和30年から昭和40年の経済を支えてきた伝統工芸、例えば、私も今回改めて認識をいたしましたけど、手すき和紙なんかは、その当時、2,000件からあったそうなんです。それが20件になり、今は6件に減っています。そして、こま屋さんですね。私は長峰に住んでおりますけど、ほんのうちの近くに120年以上続いた、その1カ所しかもうございませぬ。ちょうちん、仏壇、石灯籠もしかりでございます。そういう現状の中で、生産年齢人口というのは間違いなく減ってきているわけです。ですから、そういうことを将来的に考えたときに、行財政改革は急がなきゃなりませんし、じゃ、今から公共施設のプロジェクトをつくってとおっしゃいますけど、この8年間のうちに何とかもう少し早く手を打てたんじゃないかと思っております。

やはり中小企業の方と話しますと、来年度から消費税が10%に上がります。5割から6割は社会保険料に引かれるし、社長さんは従業員に給料を払うため、自分の給料は無給だというところも少なくありません。そういったことを考えたとき、やはり今後、総合計画は間違いなくこのビジョンにのってやらないと、30年後、40年後というのは、本当に八女市がどうなっていくかというのは心配でございます。

それと、今後の財源でございますけれども、提案でございます。八女市の職員の皆さんですけど、個人的に駐車場等を借りていらっしゃる方もいらっしゃいます。ですけど、ほかの方は、一応伝統工芸館の横からとか、遠いところから歩いてきてある方もいらっしゃいますけれども、ちょっと数を確認いたしましたけど、職員から再任用の方、嘱託職員さん、臨時職員さんで今現在が951名だということを聞いております。こういう方たちに1千円でも2千円でも、もちろん私たち議員も含め、駐車場代を取っていくということで、少しでも税収を上げていく必要があるんじゃないかなというのは、これは私個人の見解ですけれども、この点に関しまして、総務部長はどのようにお考えでしょうか。

○総務部長（石井稔郎君）

確かに市役所あたりの近傍のところに民間の駐車場がございまして、私も借りております。3千円です。それぞれその職員の、近いところから、あるいは遠いところから通勤している方もいらっしゃいますが、それぞれのライフスタイルに応じて自家用車通勤したり、歩いたり、自転車だったりとあるかとは思いますが。

そういう中で、どうしても自家用車通勤でないと仕事に来られない、登庁できないという方につきましては、今おっしゃいますように、市の職員の駐車場というのを確保しておると

ころでございまして、それについては種々論議もあると思いますが、議員の御指摘につきましては、また検討させていただきたいと思っております。これにつきましても本庁だけなのか、あるいは支所はどうか、あるいは今度はほかにも市の職員が働いている箇所というのは学校も保育所もありますし、そういったところもどうか。いろいろあると思いますので、議員の御指摘を受けとめながら、これにつきましてはまた研究をさせていただきたいと思っております。

○18番（三角真弓君）

本当にこういうことを言う立場も非常に考えながら物を言っているつもりですけど、それほど将来の財政が心配なゆえに言わせてもらっています。

もう一点、時間外のことも何回も私は質問してきましたけれども、本当に大変な中で職員の方は仕事をしてもらっておりますけど、ちょうどきのう、9月2日の日本経済新聞の中に平成30年度の地域別最低賃金額の改定がっております。福岡県が814円です。一番高い東京都で985円、鹿児島県が一番最低761円です。職員の方の給料の保障というのはもちろんやっていかななくてはなりませんけれども、やはりこの時間外に関して、民間はこれほど厳しい現状です。それを考えて、本当に時間外につきましても検討していただかなければ、将来の財政の逼迫につながるのではないかと思いますので、この点もこれは提案をさせていただきたいと思っております。

それと、生産性人口をふやす施策ということで、一つは先ほど市長答弁にもございましたように、子育てに関しては、本当に教育予算は、日本という国自体が教育費は先進国では低い国だと言われておりますけど、そういう中で、入学祝い金等を初め、いろんな面で施策の中に織り込んでいただいております。しかし、現状としましては、ソフト面においては、やはり今から未来を担う子どもたちの現状は、ことしの8月29日の新聞各紙の見出し等にごさいましたように、子どもの自殺が8月下旬が最多と。2学期が始まる、そのときにみずから命を絶つ、そういう子どもたちが多い。もちろん子どもの貧困もしかり、不登校、DV、ひきこもりといったソフト面に対して力を入れていかないと、今後の生産性人口というのはふえていかないかなと思っております。特に今、小学生、中学生、これはことしの5月1日現在で4,411名で、うち560人がひとり親です。もちろん兄弟もいらっしゃると思いますが、十数%がひとり親ということでなっております。

私が過去に提案をいたしましたいろんなそういったソフト面の中で、今回、ほっと館やめの中で、月1回、そういうひきこもった親の会の人たちに精神対話士ということで起用していただくように決定いたしました。このことに関しましては非常に感謝をいたしております。今後ともそういうソフト面において、副市長にお願いでございまして、私はこの精神対話士というのは有効な手段ではないかなと思っております。今後の八女市を担う子どもたち一

人一人が健全に、また、本当に八女市を担う子どもたちに成長していってもらうために、そういうソフト面での予算化というのを考えていただきたいと思っていますけど、その点、副市長にお尋ねします。

○副市長（中園昌秀君）

お答えをいたします。

福祉面を初めとしたソフト事業のほうに充実していただきたいという議員の要望であると思います。当然我々としましてソフト面のほうにも充実をいたしておるところでございますけれども、今ちょっと議員のほうの一般質問のことをずっと私も聞きながら財政状況のことを考えておったんですけれども、実は合併した当時、私もちょうど財政を担当しておりました。合併をしたときから既に我々は、交付税は、合併をしましたので国から2割、よく言われておった御褒美といいますか、合併しなかったとみなしたところでやるよと。しかし、これは10年をしたらもう一本算定するよと。5年目からだんだん減らしていくよと。そういった制度でございました。

我々としましては、当初からその時期は来るということは当然理解しておりましたので、合併しましたときに、やはりまずは八女市が一体的になるということ、1市3町2村が八女市は一つなんだと、そういった施策をいち早くやるのが大事だろうということでハード面も確かにやってきました。しかし、そうは言っても、ソフト面ですね。例えば、災害に備えて防災ラジオを配付するとか、インターネットの整備をするとか、そういったこと、それから、子育て支援策についても保育料の軽減も一定やってきましたし、そういったところについても市としてやらなくちゃならないこと、それと、あとは市民の皆様にとっていかに満足して生活していただくかということも大変大事なことでありますので、そういったところについてもやってきたつもりではあります。確かに議員の皆さんのほうからおっしゃいますと、なかなか満足ではないよとおっしゃるかもしれませんが、限られた財源の中で緊急度、必要度、そういったものを高いほうからやってきたということでございます。

議員御指摘のとおり、今、財政も非常に厳しい時期を迎えておると我々も考えておりました、財政のほうの所管を総務部長がしておりますので、早速総務部長のほうと話をしまして、平成31年度から予算については少し厳しいこうということで、平成30年度の当初予算編成が終わった段階から平成31年度の予算編成を見直して、どこがどのように改革できるのかということも早速見直していこうということで、具体的なことはまだ決めておりませんが、今、総務部長のほうで部長の協力を得ながら財政の改革をやっていこうと。少しでも歳出を減らしながら健全財政に取り組んでいこうということで、今、総務部長を中心にしながら財政の改革をしていただいております。

そういった中で、今、議員御指摘のように、そういったいろんな子育ての中での福祉の施

策、こういったのも本当に大事だろうと思っておりますので、あとはいろんな要望等をいただきながら、財政の問題も当然あります。どれが必要なのか、どれが優先順位なのかということも当然見きわめながら対応していかなければならないと考えておりますので、今後ともまたよろしくお願ひしたいと思っております。

○18番（三角真弓君）

今、副市長おっしゃいましたように、三位一体改革によって国から地方への財源移譲に伴い、地方税の比重が高まる中、確実に税收確保を図っていかないと、やはり地方分権の推進は推しはかれないと考えております。

そういう中で、納税の状況ですね。納税者の中で、これはワーキングプアと言われる2,000千円以下の所得層でございますけど、直近で今その人数と割合というのがどのくらいなんでしょうか。

○税務課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

今言われております年収2,000千円以下でございますが、給与収入でございますが、4,600人ほどございまして、全体では約22%を占めているところでございます。

以上です。

○18番（三角真弓君）

22%というのは、5人に1人が貧困層と言われるワーキングプアでございます。そういう中で本当は税の徴収というのも大変だと思っております。

1点は滞納者への訪問ですね。今年度から税務課と納税課が一緒になっておりますけど、今の実態ですね。1点は、滞納者への対応する1人の職員が受け持つ数ですね。それとあともう一点、土日、祝祭日なんかも訪問してあるのか。何度行ってもお会いできないような滞納者、そういう実態ですね。その3点に絞っての実態がどうなのかというのをお尋ねいたします。

○税務課長（丸山 隆君）

お答えをいたします。

まず、滞納者数でございますが、平成30年度ベースで3,670人ほどいらっしゃいます。納税推進係のほうで対応しておりますけれども、実質的に今現在8名で対応しております、単純に割りますと1人当たり450件程度ということになりますが、今年度につきましては、各支所でも滞納整理業務について当たっておりますので、本庁の職員450件程度と申し上げましたけれども、実際にはもうちょっと下がるのではないかなと考えております。

それから、訪問の関係でございますが、今、お二人嘱託さんという形で訪問徴収いただいておりますけれども、滞納されてある方が、時間がないので取りに来てくれというケースが

ございますので、そういった場合については時間外等にも対応しておるということでございます。

申しわけありません、もう一つが……（「土日、祝祭日とかの訪問」と呼ぶ者あり）主には時間外等で対応させていただいているということでございます。

以上でございます。

○18番（三角真弓君）

市民の皆様のやはり納税というのが市の財政運営にも欠かすことのできないものですが、現状約2,000千円以下という方が22%という非常に厳しい状況も反面ございます。その中で、今の滞納者が3,670人、8人でそれを対応していくというのは大変じゃないかなと思うんですけど、部長、そこら辺人的な配置に関してはどのようにお考えでしょうか。

○市民部長（松尾一秋君）

お答えいたします。

やはり人口減、あるいは税収減に見合った自治体経営というのは効率的にやらなきゃいけないと認識しています。その中で、どういった人員体制でやっていくのかということですが、今までの納税係だけでやっていくのではなくて、固定資産税係とか市民税係等もありますので、そうしたところから人手をですね、繁忙期、いろいろありますので、あわせながら調整していくということを今年度指示いたしまして、課のほうで協議をしてもらって、課長のほうから調整をかけていただいていると。そういうことで、みんな一体となって取り組んでいこうとやらせていただいています。

以上です。

○18番（三角真弓君）

ある自治体では、全庁挙げてそういう滞納者への対応だったり、あるいは警察OBとか、やはりいろんな市民の方がいらっしゃる中で、どうしても会えなかったり、何回も訪問すると、そこに危険度が伴うようなことも想像してはいけないことではしょうけれども、そういったことを使ってでもやっているという自治体もございますので、ぜひ参考にさせていただきたいと思っています。

社会保障費の今後の増加に関しましては、逆に言えば、その社会保障費をふやさないための施策というのが非常に大事になってきます。市長も先ほどそれに対する御答弁がございましたけれども、やはり今からの地域づくりの改善と、それとあと、私は何回も何回も議場でいろんな形で訴えてきましたけど、保健師の各支所への配置、やはり今からの地域というのは「我が事・丸ごと」の地域共生社会というものをつくり上げていく必要があると思っております。こういうことをつくっていく中で、いろんな個々の課題だったり、ソフト面でのやはりそういうのを補っていけると思っておりますので、これは提案をさせていただきたいと

思っております。

次に行きたいと思います。公共交通網形成計画、来年度に向けた公共交通のあり方ということでございます。

平成24年度からのふる里タクシーのスタート、これはせんだって課長ともお話をした中で、全ての市民の方に均等に与えられた一つのそういう手段であると。確かにそうだと思いますけど、まだまだ課題は山積をいたしております。特に財政面を言うと非常に言いづらい面もございますけれども、この交通網形成計画の中にはっきりとうたわれております。これは財政負担額が増加傾向にあるということで、これは路線バスですね。平成27年度の財政負担額が全路線で約57,000千円になっております。これは赤字補填。平成29年度の路線バスの財政での赤字補填ですね、平成29年度が幾らか、わかればお願いしたいと思います。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

大変申しわけございません。手元に平成29年度の詳細な資料を持ち合わせておりません。（「平成28年わかりますか」と呼ぶ者あり）平成28年度ですね、持ち合わせておりませんが、ほぼ同水準、やや増加傾向ということで把握しております。

以上でございます。

○18番（三角真弓君）

ふる里タクシーですけれども、平成24年度で約62,000千円からスタートして、平成28年度で約10,000千円伸びています。72,000千円。じゃ、これも平成29年度はわからないですね。わかりました。

このように、今後は路線バスの赤字補填の額、そしてふる里タクシーの予算というのも間違いなくふえていくと思っております。こういう現状の中で、その改善策ですね。ふる里タクシー、例えば、土日走ってほしいとか、いろんなイベントに走らせてほしい、矢部村から直接公立八女総合病院に行けるようにしてほしい、いろんな住民の声はアンケート上、上がってきているとは思っております。

そういう中で、今後そうした一つ一つを5年ごとに見直していかれるということですが、やはりそこにはどうしても予算が伴ってまいります。今後、一応私も通告を出しておりますので、じゃ、平成31年度に対しての公共交通に対して、平成31年度はこういうことに対して取り組みたいという方針がもう出ているのか。今から予算に入っていくと思うんですね。予算をつけながら、こういう改善をやっていきたいというものがあれば答弁をお願いしたいと思います。

○企画部長（井手勇一君）

お答えいたします。

平成30年度につきましては、先ほど議員が申されたように、乗合タクシーの小型化に取り組んでおります。それから、運転免許証の自主返納者の高齢者に対する支援、そういうことに取り組むをしております。平成31年度の取り組みにつきましては、基本的には、そちらにお持ちの施策のほうに5年間の施策が載っておりますけど、特に考えておりますのは、路線バスの主要バス停の上屋とかベンチの整備、それから、中心市街地の施設利用者の利便向上といまして、例えば、医療機関に直接行けるような交通手段がとれないか等の検討に入る。それからまた、自家用有償旅客運送の検討に関しまして、山間部地域との懇談会、そういうものに入って行く。主にこういったことを中心に入って行く予定にいたしております。

○18番（三角真弓君）

時間もありませんけど、今から改善していく中で、矢部村、星野村、上陽、いろんな地区ごとの高齢化もどんどん進んでいって、限界集落もかなりの集落がそうなっております。これをこのまま維持していくには、先ほど申しましたように、路線バスの赤字補填だったり、ふる里タクシーの予算も、これはでも、本当に住民の皆さんの安心と安全の暮らしのためには必要なものだということは認識はしておりますけれども、この状態というのはやはり財政の圧迫の一つになってくる。では、ここで思い切って、将来、これを民営化する方向、そして、より住民の皆さんにとってメリットが大きければ、そういう方法もあるのではないかなと思っておりますけど、部長、それほどのようにお考えでしょうか。

○企画部長（井手勇一君）

お答えいたします。

各地域に入って、例えば、各コミュニティでこういったデマンドタクシーみたいな交通の運営ができないとか、そういった協議には今後入っていくこともあろうかと思っておりますけど、全体の乗合タクシー自体の民営化というのは現時点ではまだ考えておりません。

○18番（三角真弓君）

旧八女市でも本当にふる里タクシーは喜ばれております。また、東部のほうでもそうだと思うんですけど、やはり何世帯しかないような、そしてまた、非常に奥まったようなところもございますので、矢部は矢部なり、星野は星野なりの今から交通体系が必要になってくるのはもう時間の問題ではないかなと思っております。

私は議員になった当初から筑後のコミュニティバスという、路線バスが廃止になった古島とか下妻とかあたりを筑後市ではそういう活用もされておりますけど、それで済むことではございませんけど、やはり地域住民の方のことは特に民生委員さん等はよく御存じですので、区長さん、民生委員さんとじっくり話をされながら、そこに合ったより快適な、どこにいても同じようなサービスが受けられる、そこに格差のない地域づくりが必要ではないかと思っております。

最後に市長にお尋ねをいたします。

今回、友党議員で東京の荒川区のほうに行っていました。ここは、子どもの貧困への取り組みということで勉強に行ったんですけども、その区長ですね、八女市でいえば市長ということですけども、このような指標をお持ちです。区政は区民を幸せにするシステムであるという信念のもとに、じゃ、区民の幸福度はどうなのか、そしてまた、逆に言えば不幸をなくす施策は何が今一番重要かということで、子どもの貧困の取り組みが非常に進んでおります。

ですから、そういう視点に立ったとき、今から八女市の市民の幸福度がどこにあるのか、どう感じられているのかということに対しての今からの市長の姿勢にですね、平成31年度のように取り組んでいかれようとされるのか、最後に御答弁をお願いしたいと思います。

○市長（三田村統之君）

お答えいたします。

今、議員おっしゃった御質問なり、御意見なり、要望なり、実は大変な課題ばかりでございまして、これを同時に並行してやっていこうというのは極めて困難な問題ではないかなと思っております。特に財政問題についてはこれから慎重に、しかも、大事業を近々に考えているのは御承知のとおりだと思いますので、こういうことも含めて、将来、5年、10年、八女市の子どもたちがいい環境の中で育っていけるように、そして八女市に住みたいという人が年々増加していくように、いろんな角度で検討していかなきゃいかんと思います。非常に膨大な課題を抱えて、しかも、プラスの部分、あるいはマイナス部分、これをどう調整していくのか、これが大きな課題だと思いますけれども、職員一丸となって問題解決に一步でも進んでいくように努力をしていきたいと思っております。

○18番（三角真弓君）

ありがとうございました。

やはり市長、それと執行部を初め、私たち議会、そして市民の皆さんも同じように痛みは痛みとして感じながら、将来を見据えての今からの行財政、本当に職員の方も大変かと思えます。私たちはある面では数で言っていることで終わってはおりますけど、それを運営していく側としては非常に御苦労もあるかと思えますけれども、本当に将来の八女市のために一緒になって頑張っていかななくてはならないと実感をいたしております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川口誠二君）

18番三角真弓議員の質問を終わります。

午後2時50分まで休憩します。

午後2時37分 休憩

午後 2 時 50 分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

17番樋口良夫議員の質問を許します。

○17番（樋口良夫君）

皆さんこんにちは。今定例会に通告いたしております1点目、鳥獣被害、その中でもイノシシ対策について、2点目、公立八女総合病院の今後についてであります。

まず、1点目の鳥獣被害（いのしし）対策についてであります。1つ目、平成29年度の捕獲数と被害金額は、2つ目、猟友会員の数年間の増減と年齢構成は、3つ目、1頭捕獲した際の行政からの補助金は、4つ目、庁舎内に鳥獣被害対策課の設立と市民と協働の撲滅プロジェクトの発足は、5つ目、加工施設を検討されてきたと思うが、その後の進捗状況は。

次に、2点目の公立八女総合病院の今後についてであります。3月定例会で、公立八女総合病院と筑後市立病院統合について早く結論を出すと発言されておりました。その後の進捗状況は。

以上2点を、市長、副市長、担当部課長に質問いたしますが、明確な御答弁をよろしくお願いたします。

あとは質問席にて質問いたします。

○市長（三田村統之君）

17番樋口良夫議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、鳥獣被害（いのしし）対策についてでございます。5点ございます。まず第1に、鳥獣被害（いのしし）対策について、平成29年度の捕獲数と被害金額はどうなっているか。

平成29年度のイノシシの捕獲数と被害金額につきましては、捕獲数が2,892頭、被害金額が66,863千円となっております。

次に、猟友会員の数年間の増減と年齢構成はどうなっているかということでございます。

猟友会の会員数につきましては、平成27年度が201人、平成28年度が204人、平成29年度が223人となっております。また、年齢構成につきましては、平成29年度においては60代から70代の方が約6割を占めております。

次に、3の1頭捕獲した際の行政からの補助金はどうなっているかということでございます。

イノシシの捕獲に対する補助金につきましては、市単独の奨励補助金として、猟期内在6千円、猟期外在12千円であり、国の補助事業である緊急捕獲等対策事業として、成獣が7千円、幼獣が1千円となっております。

次に、4ですが、庁舎内に鳥獣被害対策課の設立と、市民と協働の撲滅プロジェクトの発

足は考えていないのかという御質問でございます。

鳥獣被害対策課の設立は機構改革や人員配置に大きくかかわってくることもあり、市役所内部での十分な協議が必要となってきますので、現状では林業振興課において有害鳥獣対策を推進してまいります。

また、撲滅プロジェクトにつきましては、八女市鳥獣被害防止対策協議会などにおいて、さまざまな意見などを伺いながら、より有効な捕獲体制及び捕獲活動の強化対策を推進してまいります。

次に、5ですが、加工施設を検討されてきたと思うが、その後の進捗状況はという御質問でございます。

イノシシなどの食肉加工施設の整備については、市単独での建設、運営をしていくことは大変リスクが高過ぎると判断しているところです。

今後につきましても、引き続き広域的に利用できる施設を県で整備していただく要望活動を行うとともに、市内において現在、民間運営による2つの施設が稼働しており、猟友会を含め商工会議所などと連携を図りながら、食肉としての利活用も推進してまいります。

次に、公立八女総合病院の今後についてでございます。

3月定例会で、公立八女総合病院と筑後市立病院の統合について早く結論を出すと発言されていたが、その後の進捗状況はという御質問でございます。

公立八女総合病院につきましては、医師の確保、これまで果たしてきた役割、経営の面などから、筑後市立病院との統合に向け努力をしてまいりましたが、合意には至りませんでした。したがって、公立八女総合病院がこの八女地域の医療圏をどう中核病院として行っていくことができるのかなどについて、公立八女総合病院企業団と検討を行っているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○17番（樋口良夫君）

課長にお伺いいたしますけれども、捕獲数ですけれども、ここ数年を比較した場合どうなっているのか、お伺いいたします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

イノシシ捕獲数のここ数年の現状でございます。

ちょっとさかのぼって申し上げますが、平成25年度につきましては2,499頭捕獲されております。平成26年度が2,809頭、平成27年度が2,811頭、平成28年度が3,245頭、そして、平成29年度が2,892頭ということで、平成29年度におきましては昨年度から353頭の減となっておりますが、これは年でとれ方が違ってきますので、ここ数年は2,500頭以上を超えるイノシシの捕獲がされているというところでございます。

以上でございます。

○17番（樋口良夫君）

今、課長の説明の中で約2,500頭から3,000頭ということでありますけれども、他の市町村と比較した場合、八女市はどういった位置づけになっているのか、お伺いいたします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

毎年1回、筑後地区の有害鳥獣対策協議会ということで、筑後圏内の各市町村の担当者、それから、猟友会等々の集まりがございますが、そこで報告される中では、やはり八女市が断トツでイノシシの捕獲はされているという現状でございます。

○17番（樋口良夫君）

今言われましたように、とにかく八女市がぬきんでているということのようでございます。やはり猟友会の皆さんを初め、本当によく努力をされて、地域住民として本当に感謝をしたいと思えます。

そういった中で、猟友会に入会せずに自衛のため箱わななどで捕獲されている方もいらっしゃいますけれども、大体どういった地区に何名ほどいられるのか、大方の数字でもよろしいので御答弁願いたいと思えます。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

自衛わなの関係の捕獲員の方につきましては、平成29年度でいきますと、自衛わな方の人数は市長が捕獲許可を出している方で把握しておりますので、22人というところで、地域につきましては、ほとんどが立花地区の方が自衛わなによって捕獲を自分の農地でされているという実情でございます。

○17番（樋口良夫君）

この3年間を見ていきますと、猟友会の会員数が平成27年度から平成29年度まで22人ふえているということでございます。そういった中で、新規に免許を取得された方もいらっしゃるかと思いますけれども、また、自衛からの加入なのか、そしてまた、新規でされているものか、その辺をよろしくお願ひします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

新規の免許取得者につきましては、当市が把握している人数でございますが、平成29年度におきましては、わな猟の方が14人、それから、猟銃関係が2人ということで、ただ、わな猟と猟銃がダブっている方がいらっしゃいますので、実は、実人員は15名の方が取られているというところでございます。

また、猟友会のほうの会員が増加している方につきましては、特に八女東部猟友会のほうでは、自衛わなとして活動をされていた方が猟友会のほうに加入されているという実情がございます。

以上でございます。

○17番（樋口良夫君）

猟友会の会員さんを見ましても、高齢化になってきており、将来、減員が当然予想をされます。そういった中で、ぜひとも担当課として、区長会なり広報等を通じながら、市民の方に免許取得推進を啓発していただきたいと思っておりますけれども、免許取得をする際に行政からの支援は行っているのか、お伺いいたします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

免許を取得される際の市からの支援ですけれども、これにつきましては、実は免許取得時じゃございませんで、実際に支援等は助成をしているところでございます。ただ、免許取得時じゃなくて、免許を取得する前の事前予備講習会に対しまして、テキスト代、それから、資料代等々の助成ということで、協議会のほうから金額にしますと5千円を助成いたしているところでございます。

以上でございます。

○17番（樋口良夫君）

そういった面、ぜひともそういった助成措置は続けていただきたいと思うわけでありまして。

先ほど最初の答弁の中で、行政からの補助金として申されました。市単独奨励補助金として、猟期内在6千円、猟期外在12千円ということでありまして、この金額については福岡県内でも高いほうであると認識をしております。それに国の緊急捕獲対策事業として、成獣が7千円、そしてまた、幼獣が1千円ということのようではございますけれども、猟期内のそれを合算しますと、猟期内の成獣が13千円、猟期外在19千円となっていて、捕獲に対しての行政支援に対してはできていると理解されますので、先ほど出していますように、ぜひとも狩猟免許取得推進を担当課として広く市民の方に啓発していただきたいと強く思います。

それでは、確認ですけれども、捕獲した際の奨励金ですけど、猟友会員は対象になります。自衛者に対しては対象にならないのか、お伺いいたします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

現状といたしましては、市の補助金及び国の補助金につきましても、市長が委嘱した捕獲員ということで、基本、猟友会の方々のみにしかしておりません。ですから、自衛箱わなの方には市単独補助、それから、国の緊急捕獲の補助等々は助成をしていないところでございます。

以上でございます。

○17番（樋口良夫君）

今の答弁にありましたけれども、自衛わなをしている方、先ほど来、立花町に多いということをおっしゃられたわけではございますけれども、多分その方たちもその件については認識をされているか

と思います。やはりせっかく住民が困っているイノシシを捕獲してもらおうということもありますので、いろんな事情があるかもしれませんが、ぜひとも猟友会への推進をぜひとも地域の方々とともに図ってもらいたいと思います。よろしくお願いします。

それと、国の緊急捕獲対策事業である幼獣は1千円となっていますが、成獣と幼獣との比較判断はどこでされているのか。市はどこで判断されているのか、お伺いいたします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

幼獣と成獣の判断でございますが、実は、以前この緊急捕獲対策事業の国の補助金が発足したころは、俗に言うウリ坊を幼獣という形でしておりました。しかし、近年は国のほうの制度も厳しくなってきておまして、体重でおおむねしておりますが、これはまた県の検査を受けなければなりませんので、写真とか、捕獲報告には捕獲した個体の体重等を書く欄がございます、その部分で判断ということで。ただ、市といたしましては、基本的にウリ坊という形で、ウリ坊を幼獣という形でしているところでございます。

以上でございます。

○17番（樋口良夫君）

今の答弁を聞きますと、成獣は7千円、幼獣は1千円ということで、6千円の開きがあります。私たちも本当に地域にイノシシは住民の数より多くいまして、そのような状況でありますけれども、とにかく幼獣から成獣になるという、本当に早い成長をいたします。だから、私の思いとしては、成獣と同等の取り扱いをするということで、とにかく捕獲をする方々においても意欲は出るんじゃないかと。こう言っちゃ失礼ですけども、頑張れば頑張るほどそういった面につながっていくんじゃないかと思えますし、ぜひとも県を通じて国にその実態を、多分国のほうには伝えられているかと思えますけれども、その実態を言われまして、とにかく幼獣も成獣も同じであるということで、ぜひとも要望を持っていただければと思います。

その点について、県のほうに要望されるという考えはあるのか。要望していただきたいと思えますけれども、御答弁をお願いします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

この点につきましては、国の緊急捕獲の助成金につきましては、これまでも市といたしまして、説明会とかいろいろな会議の際にさまざまな要望をしてきたところでございます。そういったことを踏まえまして、これは幼獣と成獣の区分、とるのは一緒になってきますので、同金額にできないかとか、あとは、これはちょっとイノシシと違いますけれども、鳥に関しましてはかなりまだ安うございますので、そういうのももうちょっと上げられないかとか、今までもそういった部分での要望をしてきたところでございます。

しかしながら、近年、この緊急捕獲の補助金も市町村割り当てが年々減少している現状が

ございます。そういう点を含めまして、これが八女市の配分される金額が1年間もたないといえますか、充足できない部分がございますので、そういった場合は月で1月とかで切っておりますが、そういったことを踏まえまして、今後も予算確保と、そういった単価の増額については要望等は続けていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○17番（樋口良夫君）

国も財政的に厳しくなってきたということを申されました。やはり、多分平成28年度が成獣が8千円だったと思います。それが1千円引かれて7千円になってきたかと思いますし、八女市の補助を見ますと、幼獣も成獣も区分けされておられません。八女市においては同等の扱いをされているのか、お伺いします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

成獣、幼獣の区分につきましては、市の奨励補助金につきましてはいたしておられません。ただ、猟期内と猟期外で、これはイノシシ以外も同じでございますが、イノシシでいきますと猟期外が12千円、それに対して猟期内につきましては2分の1という部分の区分だけでございます。幼獣、成獣の区分はしていないところでございます。

以上でございます。

○17番（樋口良夫君）

今答弁ありましたように、八女市においては区分けしていないということでもありますので、本当によかったなど、本当にいい判断をしていただいたなと思います。

次に、加工施設でありますけれども、答弁をお聞きいたしますと、県のほうにまた再度要望していくということであるようでございますけれども、どうもやっぱり県のほうも余り乗り気じゃない、県の対応は厳しいような感じを受けるわけであります。

現在、市内におきましては、民間運営により2カ所稼働しているということでございますので、今後、市民の中で加工施設を検討している方に対しては、今、商工振興係等にあります八女市新規創業・新事業展開補助制度、そういった事業が活用できるものか、部長、答弁お願いします。

○建設経済部長（松延久良君）

お答えいたします。

今の議員の質問につきましては、その事業でも可能であるということで認識しておるところでございます。

以上でございます。

○17番（樋口良夫君）

そうであれば、なかなか市民の方々がまだ理解されていない方もいるかと思います。同じ

猟友会の中でもそういった希望を持たれている方もいるようでございますので、そういった面も含めて、啓発というか、市民の皆さんに知らせる形を、そういった協議会の場でもよろしいですし、そういった面でお知らせいただければと思います。

それと、商工会議所を中心に、今、ジビエ料理に力を入れていただいています。これは多分4年ぐらい前からだったと思いますけれども、今後、商工会議所との特により強い連携によって、広くジビエ料理を推進され、そして、特に八女地域、きのうでしたか、対馬だったかな、五島か、今度そういったイノシシの加工場を設けたと。そして、生肉においては島内にし、また、加工肉に対しては島外に広くシェアをしていくということでございました。

そういったように、ジビエ料理になりますと、皆さん御承知のように、豚とか牛と違って健康にいいという結果も出ていますので、ぜひ八女の特産品と広くなりますことを要望したいと思っておりますけれども、お考えをお伺いいたします。これも部長、お願いします。

○建設経済部長（松延久良君）

お答えいたします。

今申されましたジビエ料理につきましては、御承知のとおり、全国的にも非常に需要が高いということで、さまざまなレストランとか利用が叫ばれておるところでございますけれども、なかなか供給の面で安定的な部分が難しいというのは課題がはっきりしておりまして、それを地域の中でビジネスとしてやっていくには大変リスクが大きいんじゃないかならうかと思っておりますので、うまく供給側と消費側の連携をするという中では、特に商工会議所の皆さん方も大変重要な部分だと思っておりますので、今後、そういう点については十分に連携を図っていきたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○17番（樋口良夫君）

現在、捕獲したイノシシを焼却したり、あるいは地中に埋めたりして処理されております。しかし、多くの方は処理に困っているという現状もあるようでございますし、特に地中に埋めるということは地下水の関係もございまして、そういった面で本当に皆さん方、困られております。

市長だったと思っておりますけれども、以前、処理肉をドッグフード加工という検討もしているということでございました。どうなったか、お伺いいたします。

それと、全農や民間の肥料会社で肉骨粉などの肥料として加工できないものか。できるとすれば、JAなどに働きかける考えはないのか、お伺いいたします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

まず、ドッグフード等の加工につきましてでございますが、これにつきましては、以前からドッグフード、ペットのフードとして利用できないかというところでございます。

そのあたりは全国的にも非常に研究あたりは進んでおりますが、やはりペットにつきましても、何分生き物でございますので、そういった部分での病気の部分とか、そういったところでの課題がまだあるというところで、なかなかドッグフード、実際に全国で展開されているところがあります。そういった部分で今後、例えば、そういうものを市が単独でつくれるかというのはかなり厳しゅうございますので、そういった研究成果、それから、取り組まれているところ等の参考を今後、情報収集はしていきたいと考えております。

あわせて、肥料につきましても、なかなか肥料化という部分では、まだこれもなかなか聞いていませんで、これも環境上の問題とか、恐らくさまざまな課題があるんじゃないかなろうかと私自身は思っているところでございまして、これにつきましても、今後、私たちが勉強をしていきたいというところで考えているところでございます。

以上でございます。

○17番（樋口良夫君）

肥料化については、ぜひとも御検討よろしく願いいたします。関係機関に働きかけていただくようお願いいたします。

それとあと、現在、八女市鳥獣被害防止対策協議会が設けられているわけでありますけれども、協議会の委員はどういった構成になっているのか、お伺いいたします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

現在も八女市鳥獣被害防止対策協議会というものを組んでおります。その協議会の組織としまして、メンバーとしましては、まず、県の筑後農林事務所八女普及指導センター、それから、筑後農林事務所、あわせて、市は林業振興課のメンバーになっております。あわせて、JAの八女地区センター、黒木地区センターからの代表の方、それから、八女東部猟友会と八女猟友会の両方の方ですね、それから漁協で、あわせて、最後に住民代表ということで各地域の区長の中から選出をいただいて、メンバーとして約16名で組織をしているところでございます。

以上でございます。

○17番（樋口良夫君）

もう一回確認いたしますけれども、これは住民代表として、区長は八女全体の中で1名なのか、各地区と申しましたので、例えば、黒木地区、星野地区、矢部地区がございまして、そういった地区から代表として出ていらっしゃるのか、お伺いいたします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

説明不足で申しわけございません。区長様の代表の方は、八女から、立花から、黒木から、上陽から、あと、矢部、星野から、それぞれの地域から1名ずつということで御理解いただければ幸いです。

以上でございます。

○17番（樋口良夫君）

協議会の関係でありますけれども、今、本当に高齢化等によって、以前みたいに地域の方々が現場とか山に入ってイノシシの出ているところあたりを、そしてまた、ここに出ているとか、そういった面がなかなか以前に比べて情報が少なくなっているように思います。

ですから、今後、やはりイノシシ自体の生態について詳しい、特に子どもをお産するいろんな生態の関係とか、学者あるいは捕獲わな——というのは、せんだって同僚議員のほう一般質問の中で出していますけれども、IT技術の活用の面等で、特にこの筑後地区には久留米工業大学がございます。そういった久留米工業大学、あるいはほかの大学関係などと連携をとって、今どの地域で被害が多発しているか、常にそういうことを活用していくことで、キャッチができてスピーディーな対策を講じていくことができ、個体数を減らしていくんじゃないかと考えます。

そういうためには、これだけの頭数がありますので、すぐに行動に移れる専門の担当課というのはなかなか、先ほどの説明にもありますように、また、この前に一般質問された同僚議員の中でありますけれども、担当課というのはなかなか厳しいようでありますので、八女地域、これだけ中山間地が多い地域でありますので、専門の担当係が1名必要だと考えますけれども、その点をお伺いいたします。これは副市長にお願いします。

○副市長（鎌田久義君）

お答えいたします。

今まで研修とか年に1回、2回、猟友会も含めて研修をする中では、講師としてそういった全国から優秀な方を呼んで講演会をした経緯がございますし、今も行っていると思っておりますけれども、これは県の主催で今、行っているところでございます。

そういった中で、なかなか事業所内にそういう専門の方を置くとかというのが、イノシシの生態とか環境面が詳しい方、これについては、なかなか福岡県内にもいらっしゃらない、県外に数名いらっしゃるという状況でございまして、そういう知識を持っている方が八女市のほうに来られるかどうか、そういったことはまだ不明でございまして、今後どういうふうにしていくかというのが問題でありまして、捕獲の強化ですね、そのためにはどんなふうにしていくか。ここが合併して相当強化策は考えてきたところでございますけれども、ことし総会の中で——猟友会の総会ですね——そういう中で、県のほうも来ていらっしゃいましたので、終わった中で、ことしじゅうに早く県と一緒に緻密な協議会を立ち上げて、その中でいろんな捕獲強化対策をつくっていかうと。

今までしてきたのは、第1種銃猟免許とか免許の取得者の回数をふやすと。例えば、2回免許試験があったのを4回にしてくださいよと、そういった取り組みは今までしてきたとこ

ろでございまして、なるべく捕獲の対象者を箱わなだけじゃなくて、やっぱり重量が大きいやつ、100キロ前後ぐらいのとは、なかなか箱わなには入らない状況がございますので、やっぱり銃で撃っていただくということが基本でございまして、そういった形を強化する策を早く考えていこうということで、ことし話を再度したところでございます。

以上でございます。

○17番（樋口良夫君）

御承知のように、八女市は農林業が基幹産業であります。中山間地域はその比重が特に強い地域であります。しかし、イノシシの増加で農産物の被害等で農業を諦める方もいらっしゃると思います。そういった状況がございますので、現在、ワイヤーメッシュの導入ということで対策は講じられておりますけれども、高齢化が進む中で、現行の保護法だけでは限界があります。

今、副市長のほうより御答弁いただきましたけれども、そういったいろんな方法を用いながら、少しでもイノシシの個体数を減らせることをぜひ実践していただきたいなと思います。今後とも、いろんな面での検討方よろしくお願いいたします。

次に移ります。

公立八女総合病院についてに移りたいと思いますが、まず、8月25日の西日本新聞筑後版に、「筑後市病院統合は無理 八女市に通達 債務など理由に」、そして8月28日、読売新聞には、「筑後市病院統合難しい 八女市に先月伝える」と報道されています。

確認ですけれども、両紙の新聞報道内容について、事実と全く違わないのか、まずお伺いいたします。

○市長（三田村統之君）

違いはないと思っております。統合は参加できないということでもございました。ただ、具体的なことは何もまだ決まったわけではございません、方向性もですね。それはまた、そう遠くないうちに最終的な結論は出したいと思っております。

○17番（樋口良夫君）

承知いたしました。それでは、公立八女総合病院の今までの経過、そして、ことし3月あるいは6月定例会における御答弁等を含めて最後の質問をいたしますけれども、議会におきましては、地域医療のあり方検討委員会において、公立八女総合病院は継続して公的な病院として残すべきであると結論を出しております。また、執行部も6月定例会の同僚議員の質問の中で、中園副市長が答弁をされておりますけれども、公立八女総合病院のあり方検討委員会が検討結果として病院の経営、それから、医師の確保、八女市の地域医療の関係、それから、今まで公立八女総合病院が果たしてきた役割、そういったものを考えますと、統合が望ましいということで我々も判断してきたと市長のほうに報告をしておりますと答弁をされて

おります。

また、以前議会のほうだったんですけれども、議会の地域医療のあり方検討委員会に、公立八女総合病院企業団の企業長が出席をされました。そのとき、県が示している地域医療構想の中に広域的な部分の考え方が示されていて、また、久留米大学からは医師不足問題と今後の考え方が公文書で提出をされていて、公立八女総合病院企業団として筑後市立病院との統合でしかやっていけないと述べられています。

3月定例会の同僚議員の今後の方向についての質問での答弁で、公立八女総合病院が今後どういう経営ができるかが基本である。そのためには、医師の確保、看護師の確保、医療技術の問題、今後の中山間地域の介護の問題、こういうことを総合的に考えて、こうしないと公立八女総合病院は財政的に行き詰まってしまう、もう行き詰まっていますけどねと述べられております。

また、医師の確保、医療機器の専門の技師、それから、看護師、こういう人的な確保が厳しくなってくる、こういうことが一番大きな影響に今後なってくる。そして、久留米大学としても、もう既にみずからの医学部の医者が不足し始めており、その人手に非常に危機感を現在、持っていますとも久留米大学医学部は述べられております。

聞くところによりますと、現在、公立八女総合病院の看護師もことしに入ってから数十名がやめられているようです。また、統合が厳しいのであれば、公的病院として残すなら八女市民病院として運用はできないのかとの質問に対して、八女市立病院単独で自治体でやる方法もあるかもしれません。しかし、それは経営的に厳しいと答弁をされております。

それでは民間譲渡はとの質問に対しては、民間譲渡をしてその地域の医療が将来ともきちっと保証されるかと、やはり公的な分野が入らないと将来とも安心することはできないのではないかと答弁をされております。

以上、今までの経過を含めて、本会議での御答弁などを申し上げたわけでありましてけれども、今回の新聞報道に間違いがないということでもありますので、当時の筑後市立病院との統合を前提とした状況は、現在全く変わってきております。また、公立八女総合病院企業団議会を構成しています広川町は、一昨年10月だったと思いますが、公立八女総合病院は民間譲渡が適切であると執行部の考えとして示されております。それらを踏まえて今後どうされるのか、先ほど公立八女総合病院企業団としっかり今後、協議していきたいということを、そしてまた、早目に結論を出したいということを申されたわけでありまして。

一つとして、今後とも、今回示された筑後市立病院との統合が厳しい中、それでも統合に向けて推進をされるものか、また、一つとして、公的病院として市が単独で運営されるものか、また、一つとして、民間に委託なり譲渡されるものか。選択として、こういった3つの選択肢だと思っておりますけれども、どうお考えなのか、お伺いいたします。

○市長（三田村統之君）

今、議会の検討委員会でも御議論をいただきました。行政内の組織でも議論をしておりまして、方向性としては大体同じような考え方ではないかなと思っております、やはり市民としては公的で残してほしいという声が非常に強いと考えております。

それと、今御指摘をいただきました医師の確保、それから看護師の確保、これは非常に厳しい状況にございまして、雇用問題は年々、病院だけではなくて、あらゆる中小企業にその影響が出てきておりますけれども、企業としては、人を確保することが極めてこれから問題になってくる。まして公立病院としては、やはり看護師とか、あるいはまた、いろんな医療機器の技師とか、こういう資格を持っている人を確保していかないと、せっかく今日まで築いてきた医療技術、医療施設、すぐれたものがあります。これは久留米大学も評価をさせていただいております。そういうものを生かしていくためには、やはり一番今、私どもがやらなきゃならないのは、将来ともここで働いても安心だと、自分はやっぱり八女に住んで、そして、この公立八女総合病院で引き続き仕事をしたいという公立八女総合病院の医師と確認をとらないと、このまま放置して時間をかけていきますと、どんどんおっしゃるように看護師等も離れていくという状況になっております。

ただ、先ほど申し上げましたように、公立八女総合病院が八女・筑後医療圏の中で中核で行ってもらわなきゃならないということについては、久留米大学も理解をいたしております。当然私も久留米大学長との折衝は今日までしてまいりました。

したがって、私としては、何は言っても人の確保、これが非常に大事であるし、また、市民の皆さん方が安心して、あるいは子どもたちが安心してこの医療・介護の問題、八女市が運営できていくようにしていくために、早急に方向性を示さないと、非常に精神的な問題が絡んで厳しくなる、雇用が難しくなるということがございますので、近々、公立八女総合病院企業団と、今いろんな角度から研究をさせております。我々も研究をいたしております。それを十分議論し合って一つの方向性を、できますれば、今議会最終日に報告できるように、今、準備を進めているところございまして、これはいろんな意味で、この時期がおくれますと、逆に難しい問題になってくる可能性がございます。人がいなければ運営できませんから、そういう面では、やはり早急に安心してくれと、公的な医療機関として、八女・筑後医療圏の中核として、例えば、公立八女総合病院はこれからも医療サービスをやっていくということを職員の皆さん方が自覚をすることによって、よし、頑張ろうという意識に思ってもらう、このことが極めて重要ではないかと思っておりますので、今議会の最終日にはその方向性を出したいと考えて、今、緊急に公立八女総合病院企業団、行政も含めて検討を始めているところがございますので、御理解をいただきたいと。どういう方向で行くかについては、まだ現時点では申し上げることができません。ただ、急いでやらなければならないことは確

実でございます。

○17番（樋口良夫君）

今、市長から述べていただきました。これは私、個人的な見解として聞いていただきたいんですけれども、議会で地域医療のあり方検討委員会のほうで、やはり公的な機関として残すべきであるということで決定をしたわけでありまして。しかしながら、本当にそういった方向で行けば一番いいんですけれども、しかし、これだけ状況が一変してきたということになりましたら、私個人の見解として、じゃ、それを八女市として市民病院としてやっていくかとなりますと、なかなか財政的に、前もずっと市長も述べられていますけど、私も全くそう思いますけれども、財源的に見ても厳しいと。特に、今の公立八女総合病院を見ていきますと、やはり建物も今後考えなくちゃいけないと、医療機器の問題もあると。もろもろのことを考えていけば、やはり財源的に何百億円か要りますので、どうしても厳しい課題、問題であるなと思います。

それと、じゃ、民間譲渡はどうか、委託はどうかとなっていくと、私もそういった面をいろいろ調べてまいりました。そういった中で、同じような状況、公的医療機関が民間移譲になった医療施設もあるわけでありましてけれども、実績のある信頼感のある、安心でき、そして、現在、住民の方が喜ばれている、安心されている、信頼されているということがあれば、私は今後、そういった面も多分検討はされていくかと思っておりますけれども、協議していく必要があるかと、私はそう考えております。

これは私個人の見解ですけれども、市長はその点についてどう思われるのか、お答え願います。

○市長（三田村統之君）

御承知のとおり、平成28年に赤字が約6億円出ました。公立八女総合病院としても、企業長を先頭に幹部が中心になって合理化をやって、職員もその負担を背負っている部分もあるかと思っております。そして、その結果、平成29年度は赤字が2億円にまで減少しております。

今、議員おっしゃるように、財政的な問題はあります。しかし、この財政的な問題が何をやるにしても私は重要だと思いますから、今検討しているのは、この財源の問題も含めてどうあるべきかを検討しているところでございまして、私が今、民間譲渡も一つの方法だと言うわけにはまいりませんで、私は最終的な結論を皆様方にお知らせする役割は持っておりますけれども、現時点で、審議をこれから真剣に今やっている途中でございましてけれども、その時点で私の考えを申し述べることは差し控えさせていただきたいと思っております。

非常に重要な課題でございますので、議員各位におかれましても十分御検討いただいて、公立八女総合病院企業団の方針、構想が決定しましたならば、ぜひ御協力をいただきたいと思います。

先ほども質問がございました、いわゆる八女市にとって将来の基盤づくりの一つが、この医療・介護、要するに社会福祉、予算をごらんいただいてもわかるように、支出面で八女市の予算の36%を社会福祉に投入しています。自主財源が37%（99ページで訂正）ですから、自主財源を全部そっくり社会福祉に持っていっていると。ということは、国の譲与税、あるいは普通交付税、特別交付税、あるいは制度に対する助成、こういうものが残りをカバーしてやっている、だから、先ほど申し上げたように、国の制度を我々はいかに活用するかがこれからの財政問題でも重要になってくるだろうと考えております。

こういう答弁でまことに申しわけございませんけれども、きょうのところは、ひとつそういうことでお許しいただきたいと思えます。

○17番（樋口良夫君）

ありがとうございました。最後になりますけれども、この広大な中山間地域を持つ八女市医療の確保を持つことが、やはり地域住民の安心・安全につながり、市民の幸福度にもつながっていきますので、市長の御決断を期待し、これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川口誠二君）

17番樋口良夫議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでした。

午後3時51分 延会